

調布市一般廃棄物処理基本計画
(中間年度時点修正)
(案)

令和 8 年 * 月

調 布 市

はじめに

近年、気候変動や海洋ごみなど、地球規模の環境問題がますます深刻化しており、低炭素・資源循環の推進に基づく、「持続可能な社会の形成」が世界的に取り組むべき課題となっています。本市においても「持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ））」の達成に向け、国や東京都の施策と連携強化を図りつつ、令和2（2020）年4月に策定した「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」に基づく活動のほか、令和3（2021）年4月には、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせ2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてオール調布で取り組むことを宣言するなど、持続可能な社会の形成に向け、環境施策を積極的に推進しています。

今回策定した「調布市一般廃棄物処理基本計画（第3次）」は、ごみの発生・排出抑制を最優先とした3Rの推進及び廃棄物の適正かつ安定処理を継続するとともに、低炭素社会・循環型社会の形成に向けた取組を進めていく計画としています。その達成に向けては、市民・事業者・行政等によるそれぞれの取組と併せて互いの連携が不可欠であり、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とする線形経済（リニア・エコノミー）から循環型経済（サーキュラー・エコノミー）へと変革し、資源の節約・循環や自然環境の保全を進めていかなければなりません。本計画では、前計画における進捗状況の評価・検証結果を踏まえるとともに、計画目標に設定した二酸化炭素排出量の削減や、重点施策として位置付けたプラスチック類の発生・排出抑制、資源化の推進、食品ロスの削減及び災害発生時の対応など、新たな施策を位置付けており、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会から今後、ご意見をいただきながら持続可能な社会の形成に向け各施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会の委員各位並びに多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、感謝申し上げます。

令和5年3月

調布市長

長友貴樹



目 次

第 1 章	計画の基本事項	1
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画期間	1
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	計画対象廃棄物	3
第 5 節	計画書の構成	4
第 6 節	計画策定体制	5
第 2 章	ごみ処理に関する現状と課題	6
第 1 節	本市の人口・ごみ量等の状況	6
第 2 節	国・都や国際的な動向	15
第 3 節	計画策定に向けての課題	18
第 3 章	ごみ処理の基本理念と目標	22
第 1 節	基本理念	22
第 2 節	各主体の役割	24
第 3 節	ごみ処理基本計画の体系と重点施策	26
第 4 節	計画目標（中間年度見直し）	31
第 4 章	個別計画	35
第 1 節	発生・排出抑制計画	35
第 2 節	資源化計画	39
第 3 節	収集運搬・中間処理・処分計画	43
第 4 節	情報発信及び連携・協働計画	47
第 5 章	生活排水処理基本計画	51
資料編		52
計画策定の経過等		72
用語集		74

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。

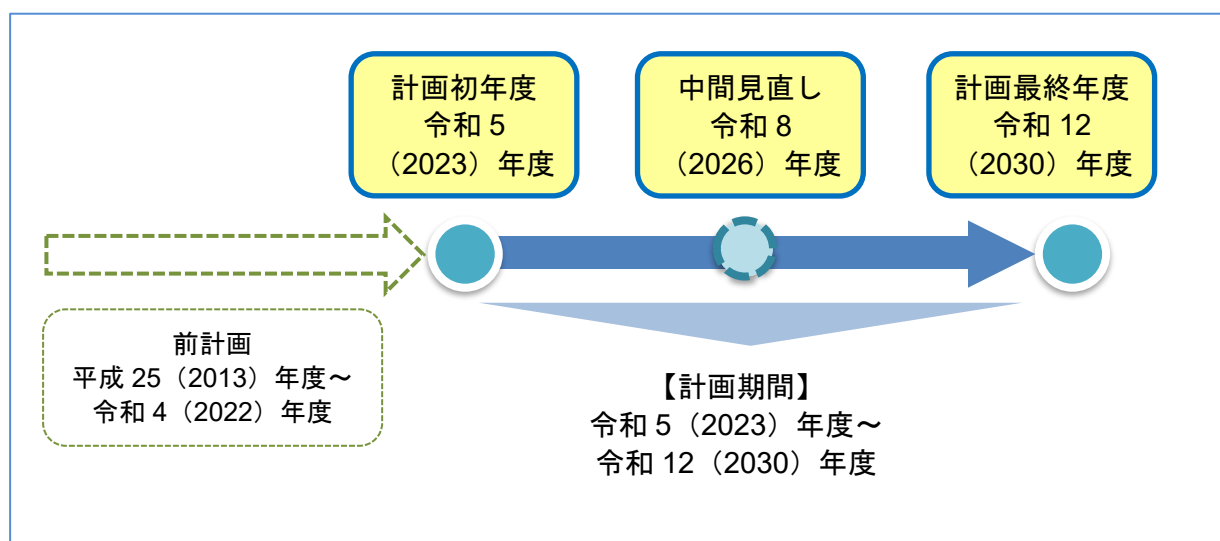
本市は、平成25（2013）年3月に「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」ことを基本的な考えとして、ごみの減量やリサイクル推進の取組を進めてきました。計画期間は平成25（2013）年度からの10年間で、令和4（2022）年度を最終年度としています。

そこで、これまでの計画実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ、新たに「調布市一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を策定し、令和5（2023）年度以降のごみ処理・リサイクル事業の基本的な方向性を定めることとします。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。本書は中間の令和8（2026）年度において、計画の進捗状況や社会情勢の動向に応じて必要な部分を見直した時点修正版です。

図表1 計画期間



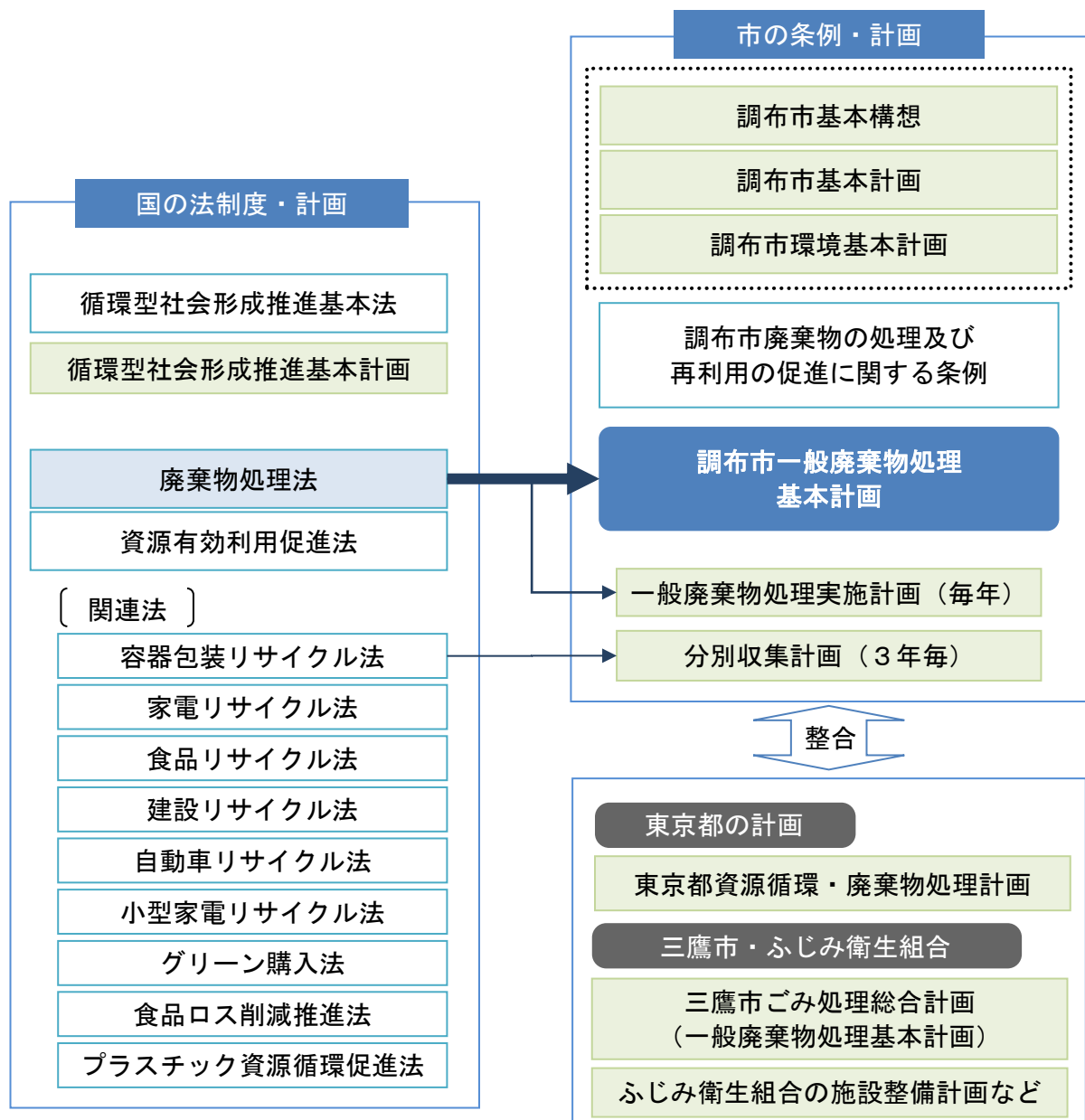
第3節 計画の位置づけ

本計画は上位計画である「調布市基本構想」及び「調布市基本計画」を踏まえ、「調布市環境基本計画」との整合を図るとともに、国の法制度や東京都や三鷹市・ふじみ衛生組合の関連計画との整合も図ります。

本計画及び毎年度の実施計画は廃棄物処理法に、容器包装廃棄物の分別収集計画は容器包装リサイクル法に基づき策定しています。

なお、本計画は「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第11条に規定する再利用についての計画を含有しています。また、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する「調布市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

図表2 計画の位置付け

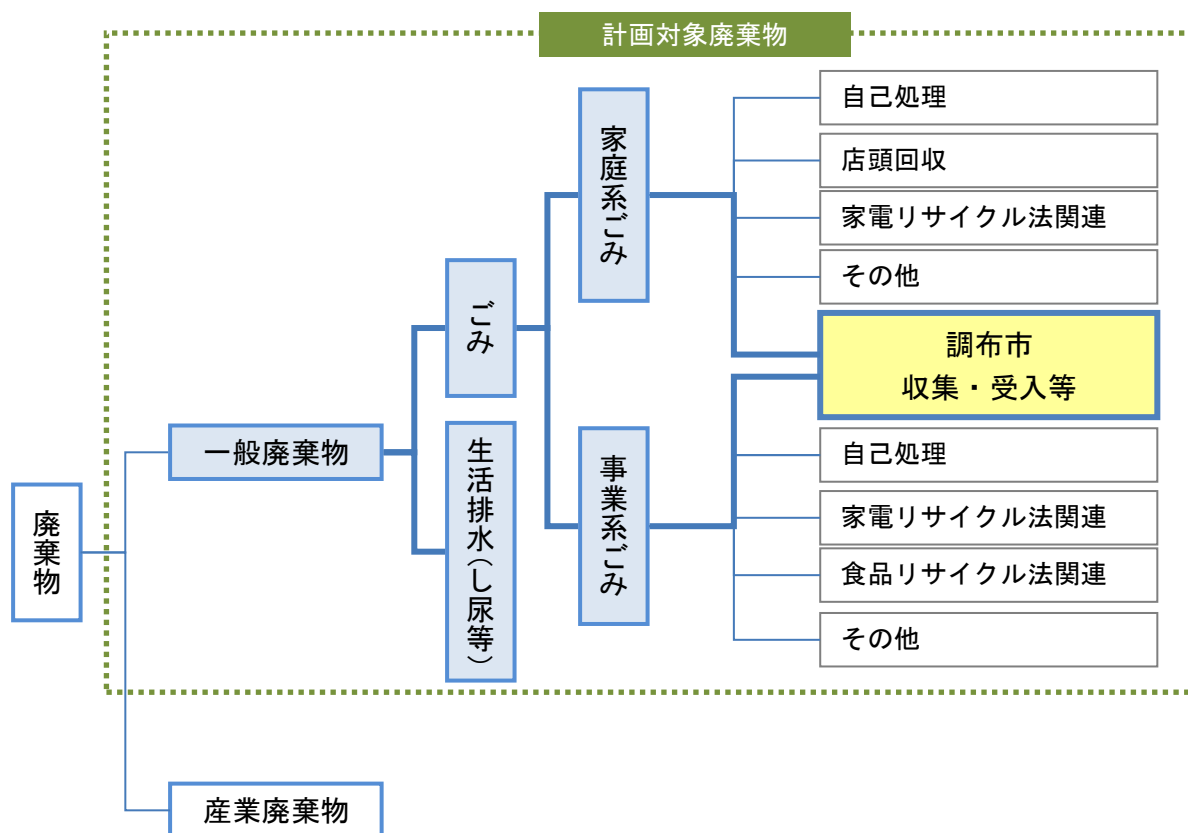


第4節 計画対象廃棄物

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

ごみは、家庭系ごみと産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分かれます。また、公共下水道以外でのし尿の汲取りや浄化槽汚泥、生活雑排水といった「生活排水」も一般廃棄物であり、本計画の対象となります。

図表 3 計画対象廃棄物



廃棄物とは？

廃棄物処理法において「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）」と定義されています。つまり、「汚物または不要物」といった解釈です。国の通知や判例により、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になつた物」とされ、これらに該当するか否かは、「占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない」とされています。「廃棄物」か「有価物」かによって取扱いが変わってくるので注意が必要です。

なお、廃棄物の中で事業活動によって生じた一定の廃棄物を「産業廃棄物」とし、それ以外を「一般廃棄物」と定義しています。

第5節 計画書の構成

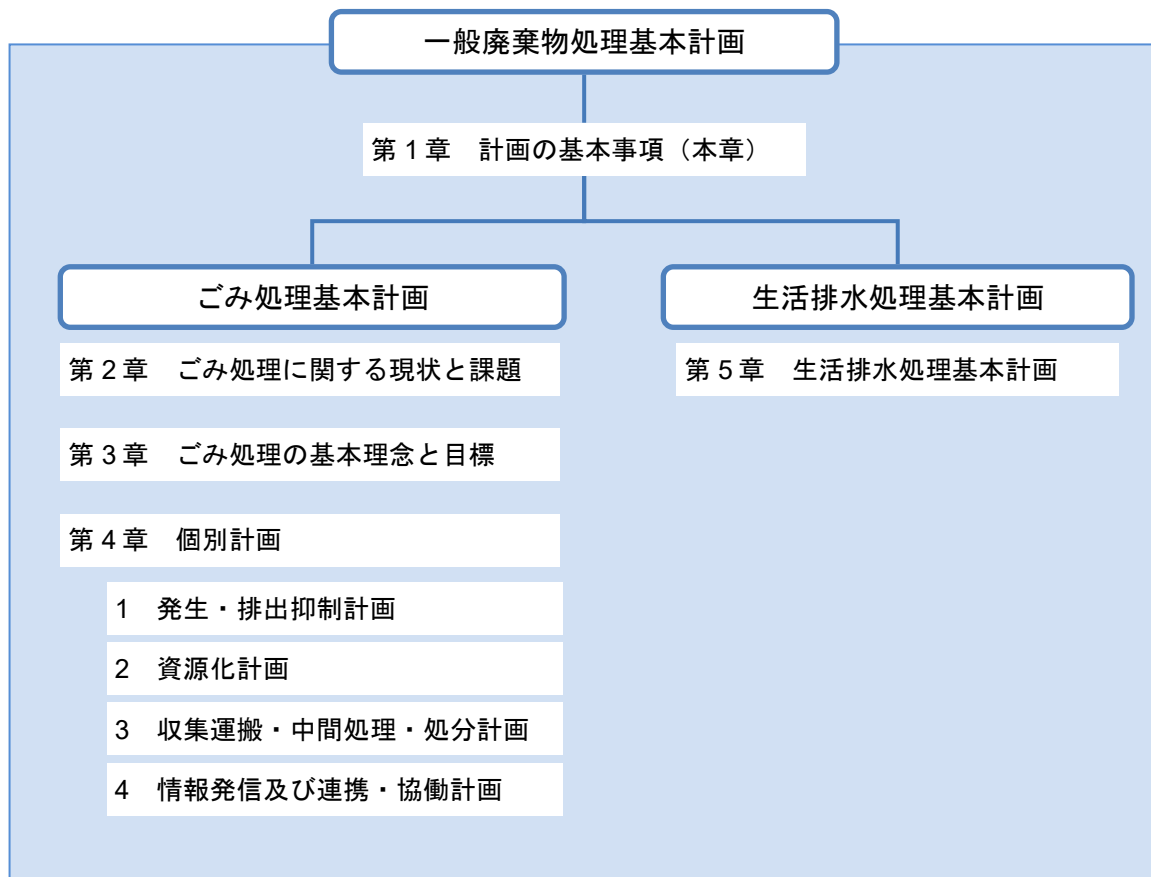
計画書の構成を図表 4 に示します。

一般廃棄物処理基本計画は、大きく「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」とがあります。

第 2 章から第 4 章までは「ごみ処理基本計画」として、ごみ処理に関わる本市の状況（第 1 章）や計画の基本理念と目標（第 3 章）、個別計画の取組（第 4 章）を記載しています。

第 5 章は、し尿や生活雑排水といった生活排水処理の枠組みを定めた「生活排水処理基本計画」となっています。

図表 4 本計画の構成



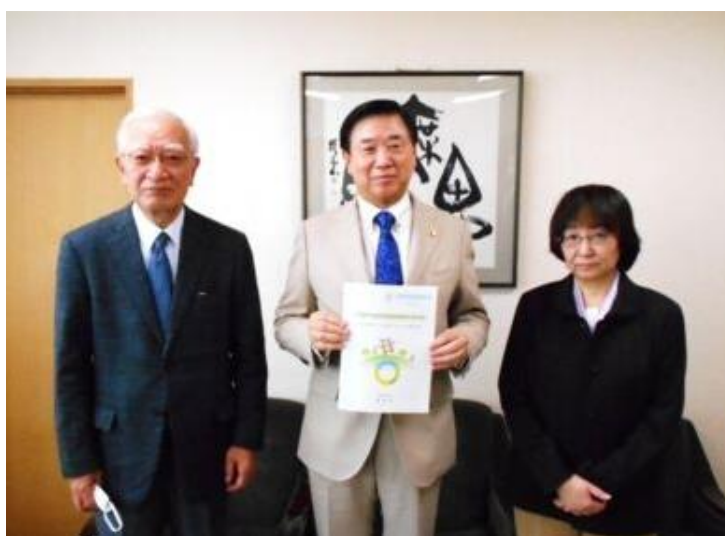
第6節 計画策定体制

本計画の検討は、市民、事業者、学識経験者等で構成する「調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」（以下「委員会」という。）にて進めました。

委員会では、計画策定に向けた検討課題を整理した上で、基本理念・目標の検討、重点的に進めるべき施策や施策体系等の検討を行いました。

検討の結果取りまとめられた「調布市一般廃棄物処理基本計画」（素案）については、幅広い市民の意見を反映させるため、令和 4（2022）年 12 月から令和 5（2023）年 1 月にかけて、パブリック・コメントを実施しました。

令和 5（2023）年 2 月、委員会は一般廃棄物処理基本計画（案）を市長に報告し、これを踏まえ市は本計画を策定しました。



（永井委員長 長友市長 江尻副委員長）

調布市ごみ減量・リサイクルキャラクター「リサッチョ」

リサッチョは、相互友好協力協定を締結している白百合女子大学と市の共同制作による調布市のごみ減量・リサイクルキャラクターです。

白百合女子大学の児童文化学科の授業である「キャラクター論」の中で、受講する学生全員でキャラクター案を出し合い、教員の皆様のほか、廃棄物減量及び再利用促進審議会委員や市職員も加わり選定しました。特に、将来を担う子ども達にごみについて興味をもってもらえるようデザインやコンセプト案を考え、意見交換を重ねた後、あらゆる場面で活躍できるキャラクターとなるよう、プロの手で仕上げていただきました。

引き続き、官学連携を活用し、リサッチョを活かした効果的な PR コンテンツを展開していくことで、さらなる 3R 推進を目指します。



リサッチョ

第2章 ごみ処理に関する現状と課題

第1節 本市の人口・ごみ量等の状況

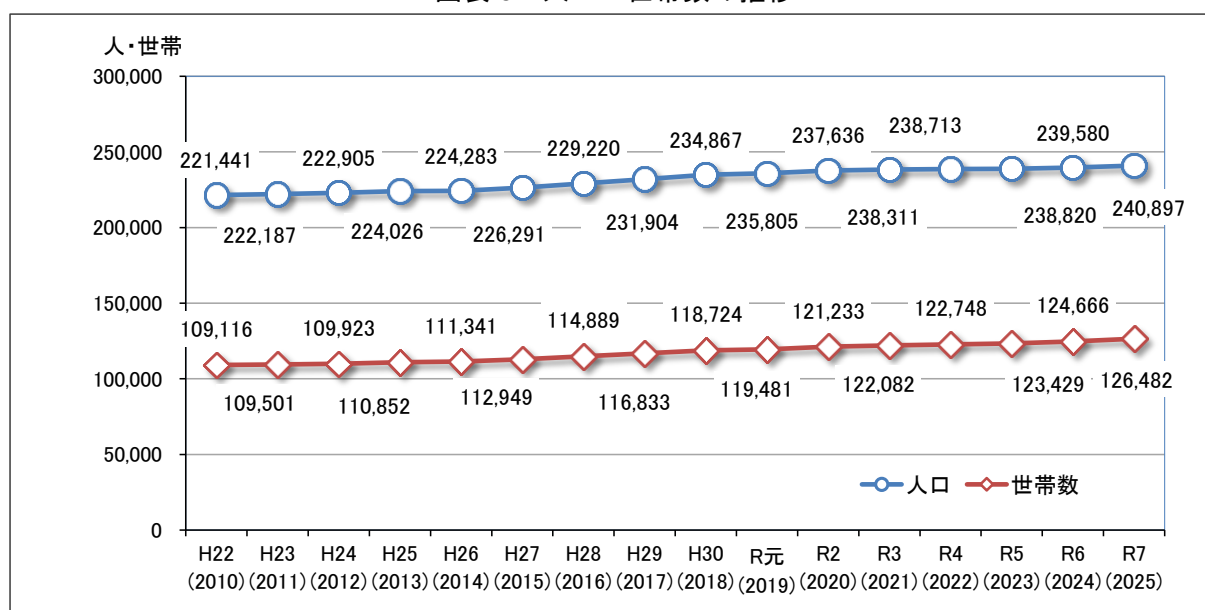
1.1 人口・事業所数

(1) 人口・世帯数

調布市の人口・世帯数は増加傾向にあり、令和7（2025）年10月1日の人口は約24万9百人、世帯数は約12万6千世帯です（図表5）。

総人口は、今後も緩やかに増加を続けることが予想されますが、令和12（2030）年の約24万2千人をピークに減少に転じることが予測されます。

図表5 人口・世帯数の推移



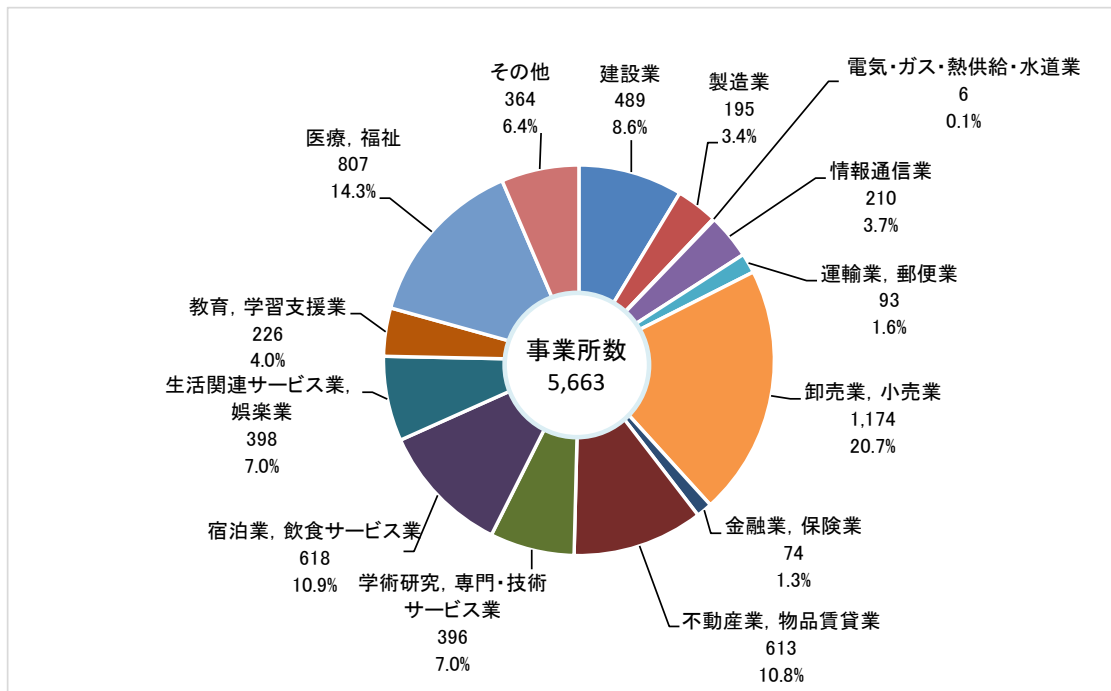
資料：住民基本台帳（各年10月1日。外国人を含む）

(2) 事業所・従業者数

令和6（2025）年度の経済センサス基礎調査では、本市の民営事業所数は5,663事業所でした。業種別に最も多いのが卸・小売業で1,174事業所、次いで多いのが医療・福祉で807事業所です。（図表6）

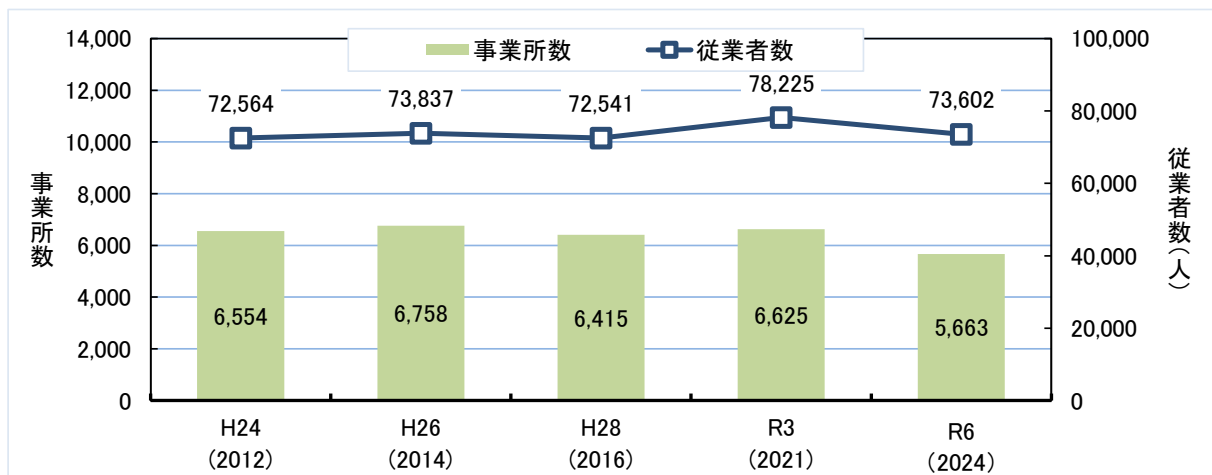
図表7の各年経済センサスによる民営事業所数、従業者数を見ると、基礎調査・活動調査で調査手法が異なるため単純な時系列比較はできませんが、従業者数はほぼ横ばい、事業所数はやや減少する傾向にあります。

図表 6 業種別事業所数



資料：平成 6 年経済センサス基礎調査（民営事業所）

図表 7 経済センサスによる市内民営事業所数・従業者数



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（民営事業所のみ）

平成 26 年・令和 6 年は経済センサス基礎調査、平成 24・28、令和 3 年は経済センサス活動調査。基礎調査と活動調査は調査方法が異なるため、単純な時系列の比較はできない。また、令和元年経済センサス基礎調査は新規把握事業所のみ対象。

1.2 ごみ処理・リサイクルシステムの概要

調布市のごみ処理・リサイクルの流れを図表 8 に示します。

【燃やせるごみ（可燃ごみ）】

本市が収集した燃やせるごみ（可燃ごみ）、及び事業系の可燃ごみ（持込ごみ）は、調布市と三鷹市で構成するふじみ衛生組合の焼却施設（クリーンプラザふじみ）で焼却処理されます。

【燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック】

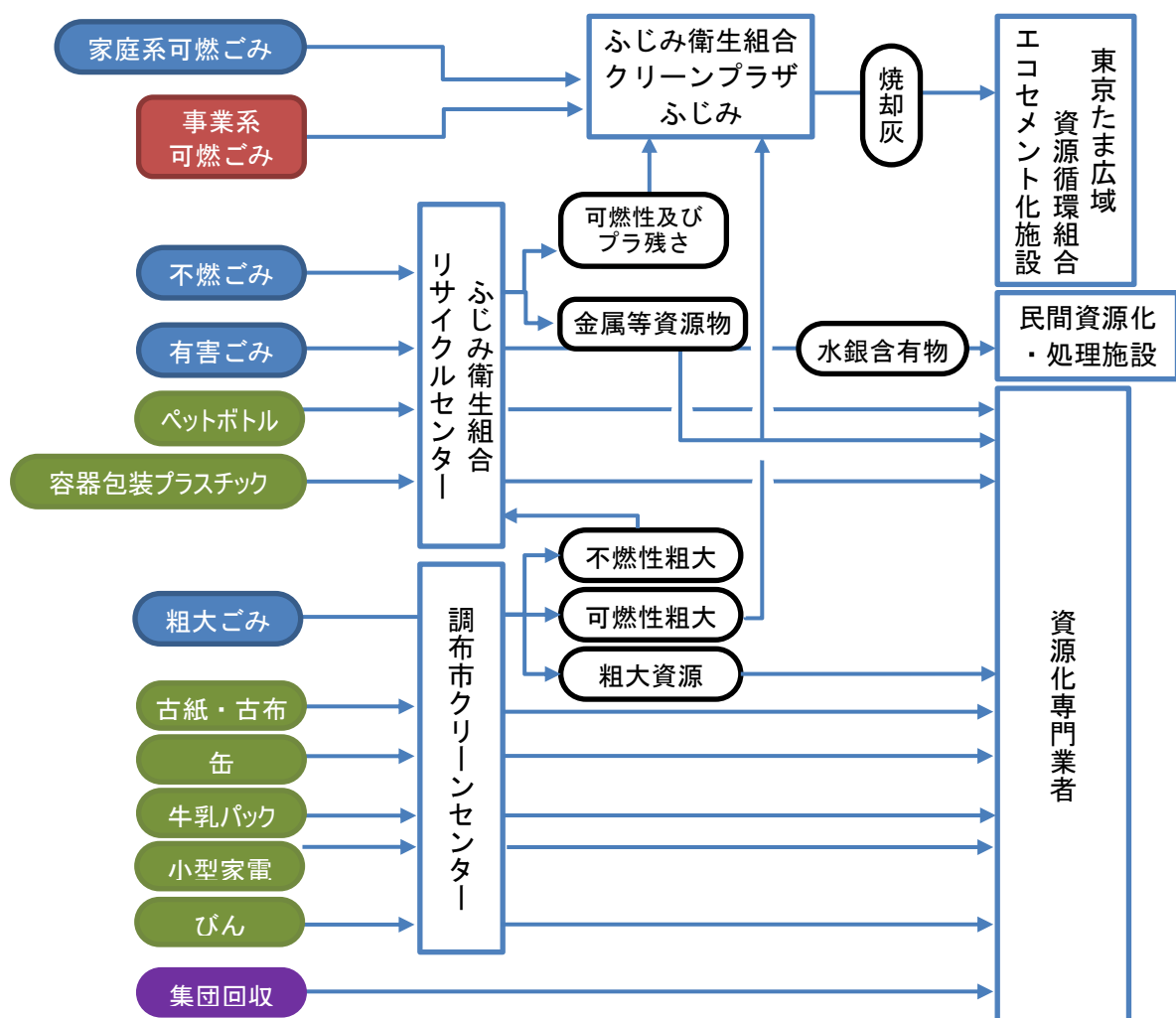
燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ、ペットボトル及び容器包装プラスチックはふじみ衛生組合リサイクルセンター（令和10年度まで建替工事中）で選別処理された後、資源化可能物は再生利用され、その他残さは焼却処理されます。

【資源物（びん・缶、古紙・古布）、粗大ごみ】

びん・缶、古紙・古布類等の資源物は、平成31（2019）年4月から稼働した調布市クリーンセンターや民間施設にて集積後、資源化されています。粗大ごみについても、クリーンセンターで解体後、可燃性粗大、不燃性粗大及び粗大資源に分けられます。

なお、焼却処理後の焼却灰は、その全量を多摩地域 25 市 1 町の自治体で構成する東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でセメント化していることから、調布市・三鷹市両市では今後も、埋立処分量ゼロを維持・継続しています。

図表 8 ごみ処理・リサイクルの流れ



※テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、適正処理困難物は収集対象外

1.3 ごみの分別・収集体制の現状

本市のごみの分別・収集体制は図表 9 の通りです。

図表 9 ごみの分別・収集体制

区分		収集回数	排出方法	収集形態	収集方法
可燃ごみ		週 2 回	指定収集袋（有料）	委託	戸別収集
不燃ごみ		隔週 1 回			
有害ごみ			容器		
資源物	古紙	週 1 回	紙袋またはひも掛け		
	古布		透明もしくは半透明の袋		
	缶		容器		
	びん				
	容 器 包 装 プラスチック		透明もしくは半透明の袋		
	ペットボトル	隔週 1 回	容器		
	使用済小型 家電製品	随時	回収ボックス		
牛乳パック					
粗大ごみ		随時 （申込制）	処理券（有料）貼付		戸別収集
せん定枝（資源化 支援事業）			収集せずにチップにして排出者宅 に戻す。		—
集団回収		子ども会や自治会などの市民団体が、古紙類、鉄類、びん類等を集めて、資源物回収業者に引き渡す自主的な資源物回収のこと。調布市では、回収した資源物の引渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付している。			

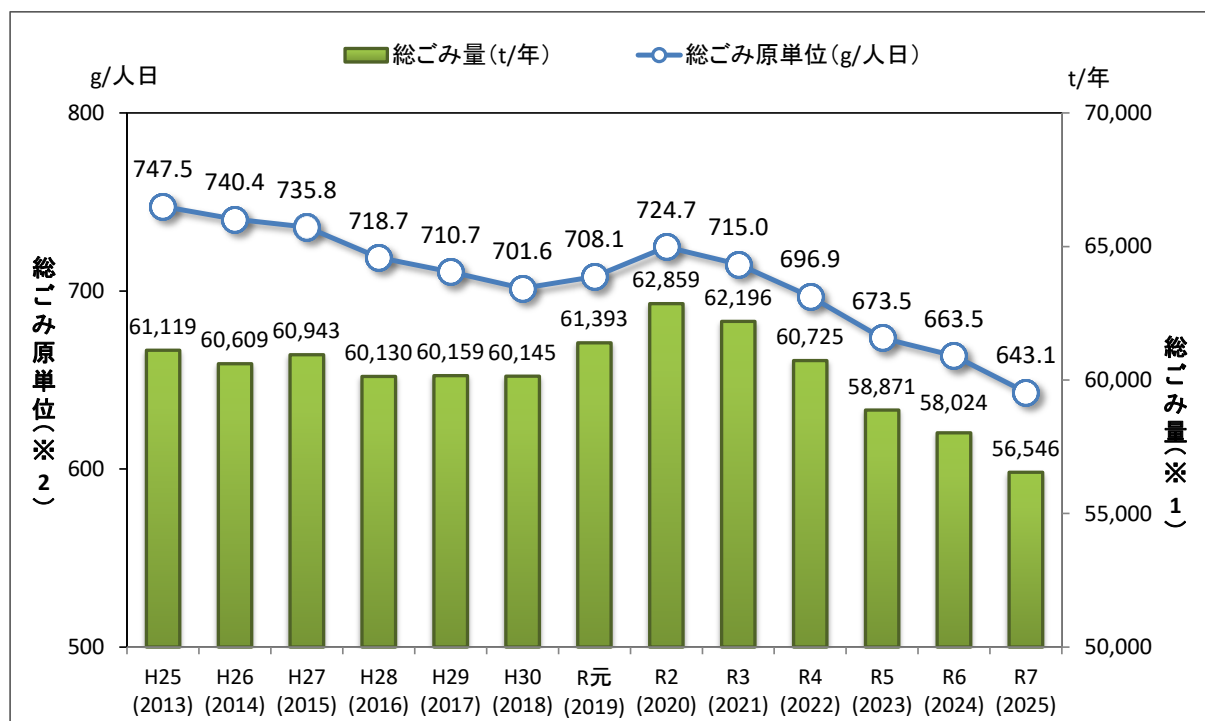
1.4 本市のごみ量・資源物量の推移

(1) 総ごみ量

家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計した総ごみ量は、平成 30（2018）年度まで横ばいの傾向でしたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で急増しました。

令和 3（2021）年度以降は減少傾向が継続しており、減少幅も大きくなっています。（図表 10）

図表 10 総ごみ量、総ごみ原単位の推移



※1 総ごみ量：家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物（集団回収を含む）

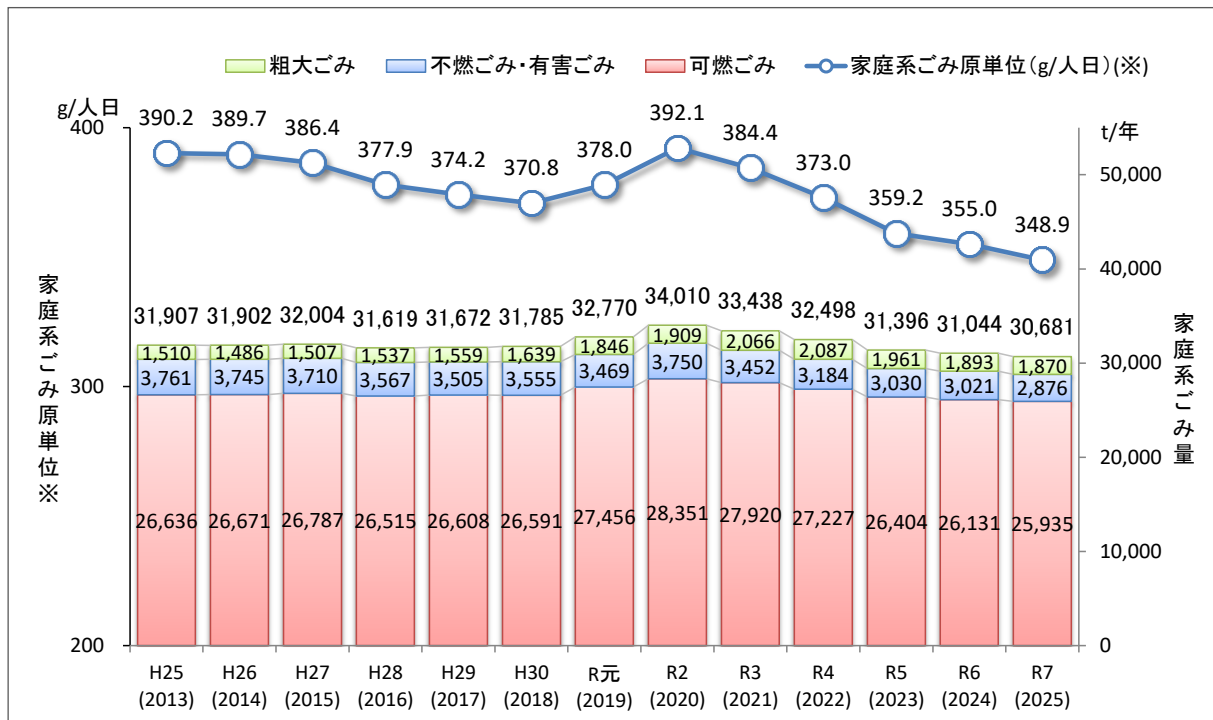
※2 総ごみ原単位：総ごみ量÷人口÷年間日数

(2) 家庭系ごみ量

家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）の排出量は、平成 30（2018）年度までほぼ横ばいでしたが、その間人口が増えていたこともあり、1人あたりの排出量は減少していました。（図表 11）

令和 2（2020）年度はコロナ禍の巣ごもり需要の増加による影響で、家庭で過ごす時間が増えた事により大きく増加しましたが、令和 3（2021）年度以降は急速な減少に転じています。

図表 11 家庭系ごみ量（年間量、原単位）の推移

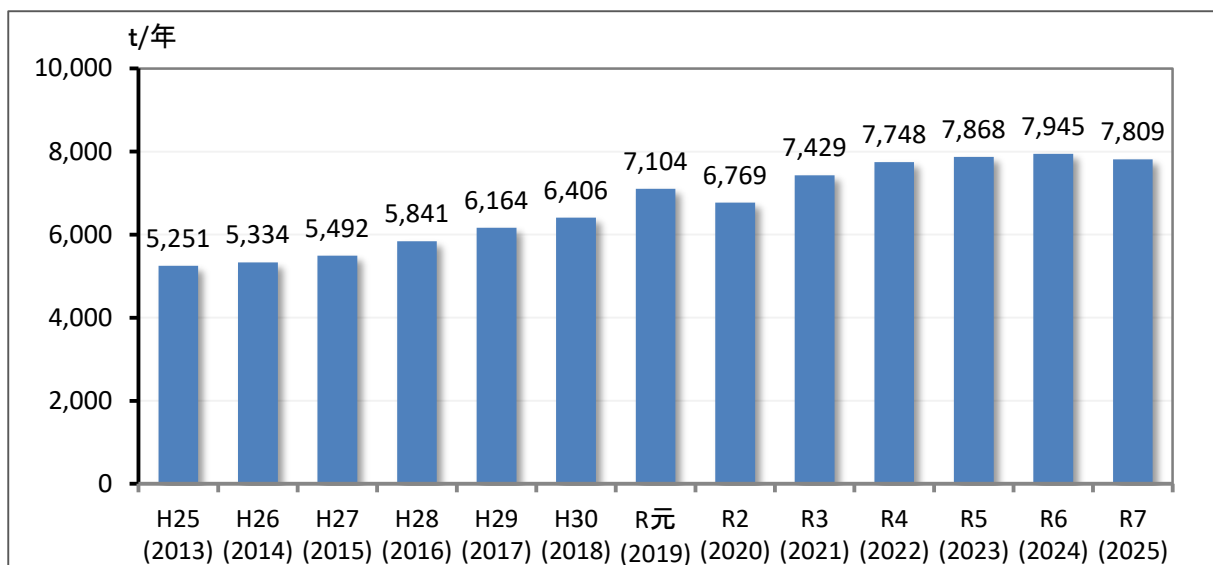


※家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃、不燃、有害、粗大）量÷人口÷年間日数

(3) 事業系可燃ごみ量

事業系可燃ごみ量は、令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で一時的に落ち込みました。その後再び増加に転じていましたが、令和 7（2025）年度は前年度より減少しています。（図表 12）

図表 12 事業系可燃ごみ量の推移



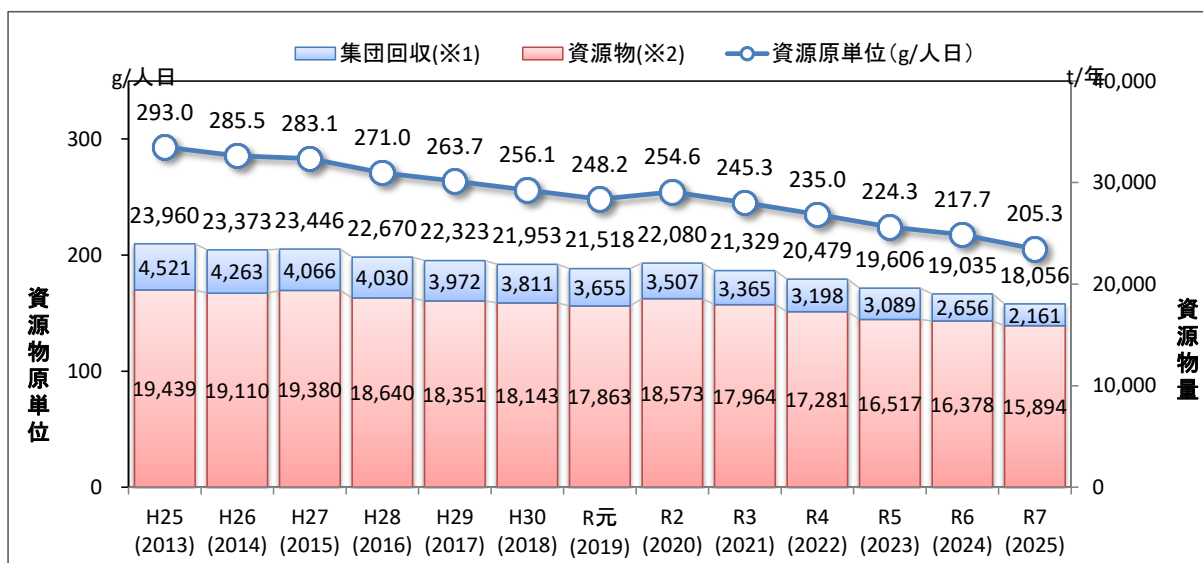
※事業系可燃ごみ量：清掃工場に持ち込まれた事業系の可燃ごみ量

(4) 資源物の量・リサイクル率

資源物の量は、近年減少傾向にあります。資源物の総量が減っている影響から、「総資源化率」「家庭系ごみ資源化率」といったリサイクル率も低下傾向です。

なお、令和 6（2024）年度以降はふじみ衛生組合リサイクルセンターの建替工事でペットボトルや容器包装プラスチック類の選別処理がなされないため、総資源化率が大幅に低下しています。（図表 13、図表 14）

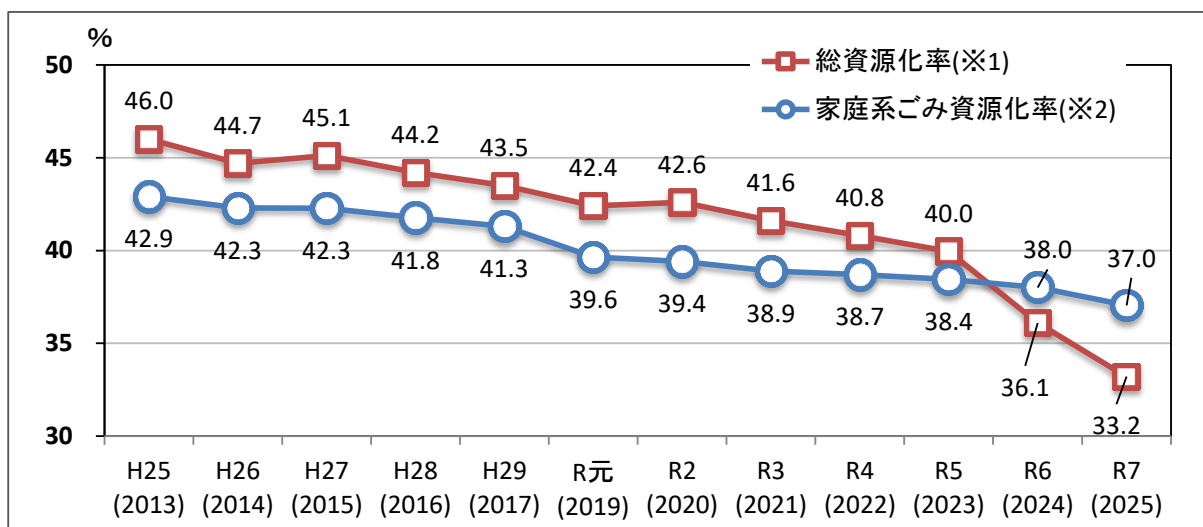
図表 13 資源収集量、集団回収量の推移



※1 集団回収：子ども会や自治会など市民団体が回収した資源

※2 資源物：行政が分別収集した資源

図表 14 総資源化率・家庭系ごみ資源化率の推移



※1 総資源化率 = $\frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量}(\text{※3}) + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量}}$

※2 家庭系ごみ資源化率 = $\frac{\text{資源物収集量} + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量} - \text{事業系ごみ量}}$

※3 中間処理施設資源化量：不燃ごみの破碎・金属回収や焼却灰のエコセメントなど中間処理後の資源化量

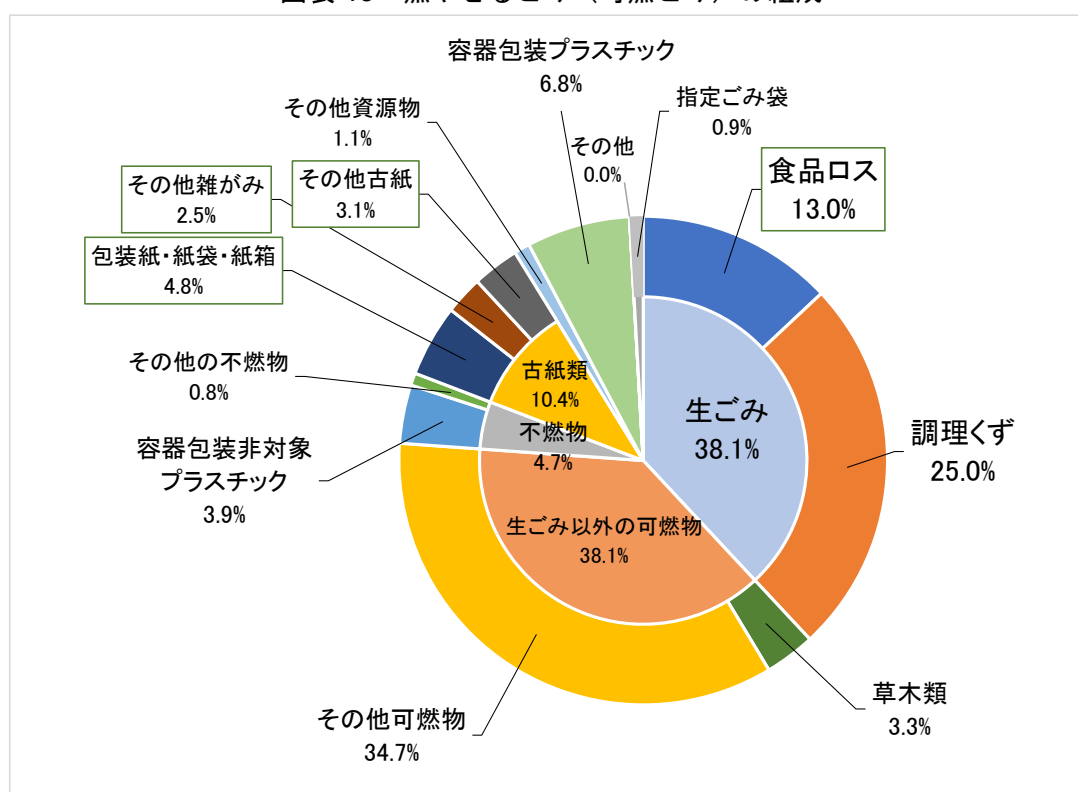
1.5 ごみの組成

(1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）

令和 7（2025）年度の組成分析調査では、燃やせるごみの中には、資源物として「古紙類」が 10.4%含まれており、中でも「包装紙・紙袋・紙箱」が 4.8%、「その他雑がみ」が 2.5%となっています。2 つを合わせた「雑がみ」は、燃やせるごみの中の 7.3%を占めており、分別の徹底が必要です。

「食品ロス」は 13.0%含まれており、食べ残しや賞味期限切れ食品などの廃棄を少なくしていくことが重要です。（図表 15）

図表 15 燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成



資料：令和 7 年度詳細組成分析調査



可燃ごみに混入した食品ロス（左），雑がみ（右）

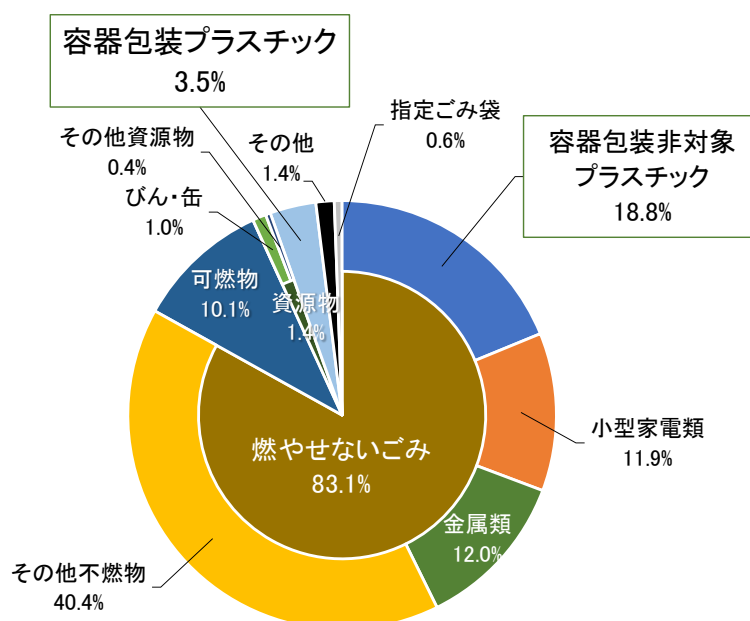
(2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）

燃やせないごみの中には、「容器包装プラスチック」が 3.5%、「容器包装非対象プラスチック」（製品プラスチック）が 18.8%含まれています。（図表 16）

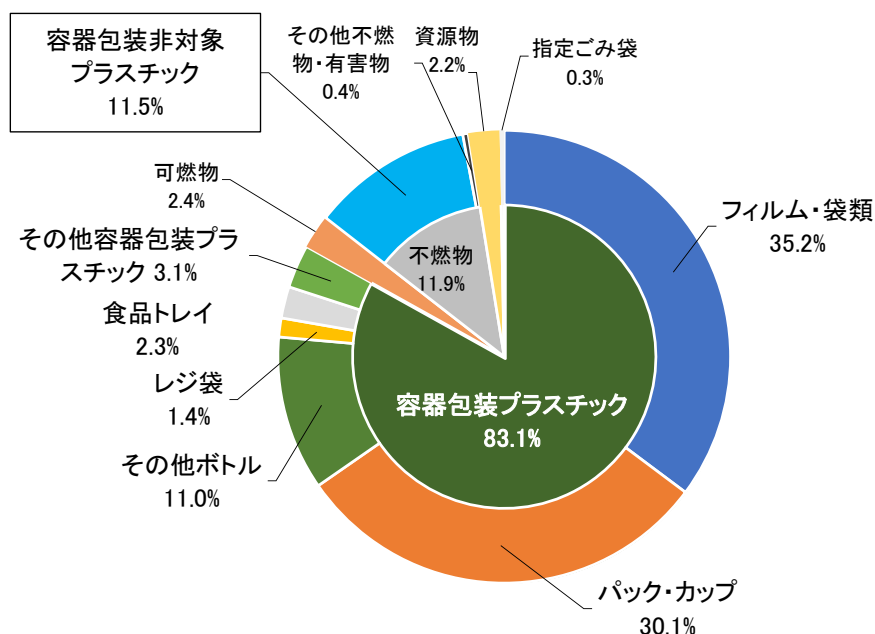
(3) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックの中身を種類別に見ると、「フィルム・袋類」が最も多く 35.2%、次いで「パック・カップ」30.1%、「ボトル類（ペットボトル以外）」11.0%、「レジ袋」1.4%などとなっています。（図表 17）

図表 16 燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成



図表 17 容器包装プラスチックの組成



資料：令和 7 年度詳細組成分析調査

第2節 国・都や国際的な動向

2.1 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は循環型社会形成推進基本法に基づく「**第五次循環型社会形成推進基本計画**」を**令和 6（2024）年 8 月**に閣議決定しました。**第五次計画では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を大きく打ち出しています。**

(2) 食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年 10 月 1 日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

(3) プラスチック資源循環促進法の制定・施行

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称：プラスチック資源循環促進法）プラスチックごみの発生抑制やリサイクルをさらに推進するため、令和 4（2022）年 4 月から施行された法律です。同法では、

- プラスチック製品の環境配慮設計をすすめること

- 小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用の抑制

といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。

また、市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収し、容器包装リサイクル法のしくみで資源化する制度などが盛り込まれました。

2.2 東京都の動向

東京都は、**令和 8（2026）年 3 月**に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。計画期間は**令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間で、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図りつつ、資源ロスの削減や循環利用の強化、安定的な廃棄物処理システムの確保等に取り組むものとしています。**

2.3 国際的な動向

持続可能な開発目標^{エス・ディー・ジーズ} S D G s（Sustainable Development Goals）が、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、令和 12（2030）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。

図表 18 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

本計画策定前後の主なできごとを次ページの図表 19 に示します。

持続可能な社会とは？

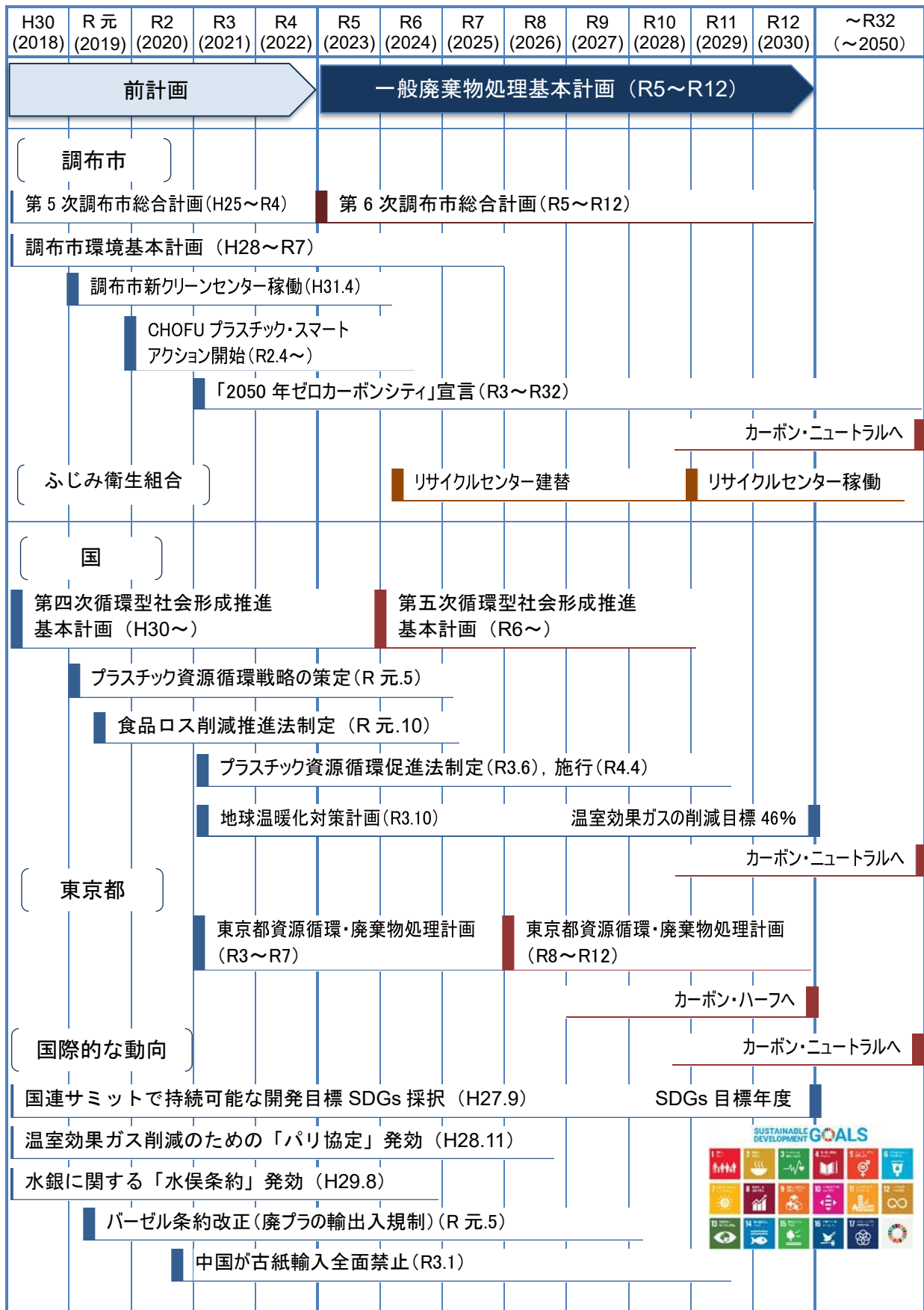
持続可能（サステナブル）な社会とは、「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を

満たすような開発が行われている社会」を指します。経済発展や技術革新により、人々の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で私たちのこの便利な生活は、私たちが豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

未来の人たちも含めたすべての人が安心して暮らしていくため、これらの国際社会で共通の課題について、2030年までに世界中で解決するための目標を「持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）」と呼んでいます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

図表 19 現行計画の計画期間と主なできごと



第3節 計画策定に向けての課題

3.1 地球環境問題への対応

近年、気候変動問題をはじめとする地球環境問題がますます深刻化しており、「持続可能な社会の形成」が世界的に取り組むべき課題となっています。そのため、各国では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められており、本市においては令和3年4月、市民や事業者とともに総力を挙げてカーボン・ニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）を目指すため、市と市議会が共同で「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

ごみ処理・リサイクル事業においても、温室効果ガスや食品ロスの削減といった「つくる責任・つかう責任」（SDGsのゴール12）の徹底など、「持続可能な社会づくり」に資する取組をより一層推進する必要があります。



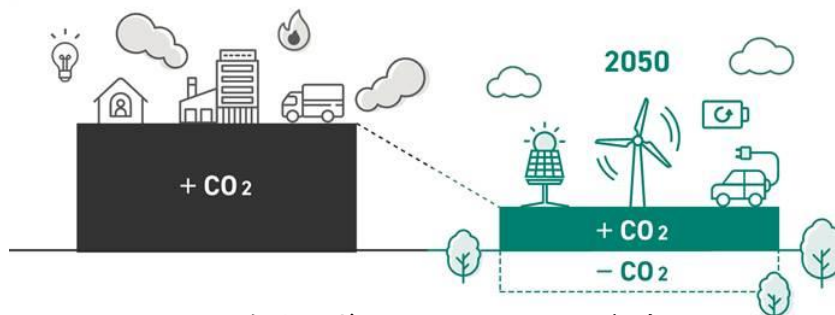
調布市・調布市議会共同のゼロカーボンシティ宣言

カーボン・ニュートラルとは？

カーボン・ニュートラルとは、二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。日本も国全体として、2050年のカーボン・ニュートラルを目指しています。

例えばごみ処理において、石油由来のプラスチックごみを焼却処理すると、燃やした量以上のCO₂が発生します(プラスチックを1トン燃やすと、その2.77倍のCO₂が排出されると言われています)。

一方、木や紙、生ごみは生物由来であり、焼却処理によりCO₂が発生しても、その分作物や草木を育てれば、実質ゼロカーボン＝カーボン・ニュートラルとなります。



2050年カーボン・ニュートラルの概念図

資料：環境省

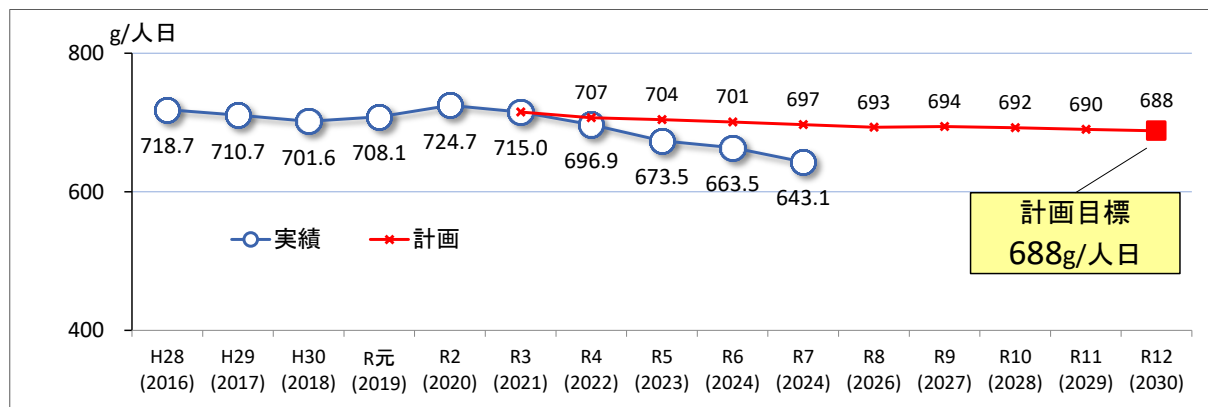
3.2 さらなる発生・排出抑制の推進

現行計画の目標である総ごみ原単位は、実績値が目標値を下回って推移しています（図表 20）。ただし、組成分析調査結果を見ると（13 ページ）、家庭ごみ中の食品ロスやプラスチック類等の削減は引き続き必要と考えられます。

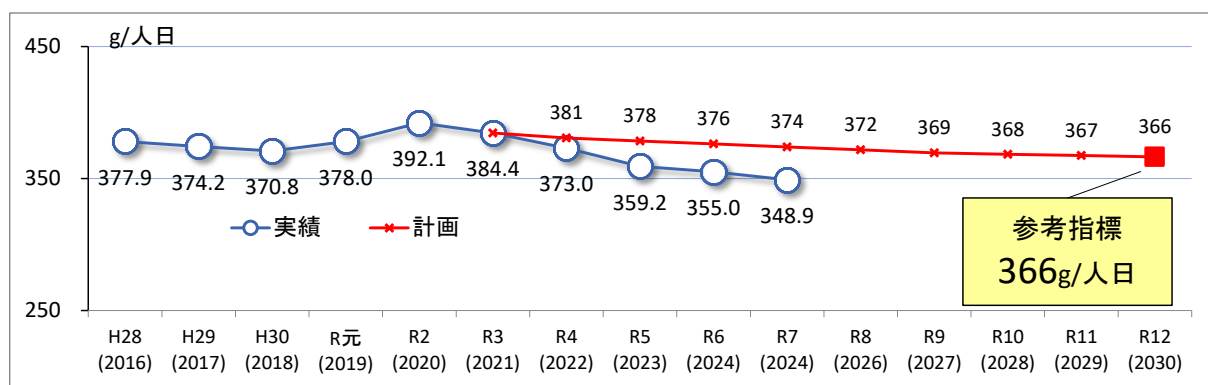
一方、事業系ごみ量は目標値を少し上回って推移しています（図表 22）。引き続き参考指標である令和 12（2030）年度 7,790 トンを目指し、排出抑制を促進していくことが望ましいと考えられます。

なお、現行計画の目標は、家庭ごみ・資源量がコロナ禍で増加した時点での推計を元に設定していることから、最新データを元とした推計の下、新たな目標設定が必要と考えられます。

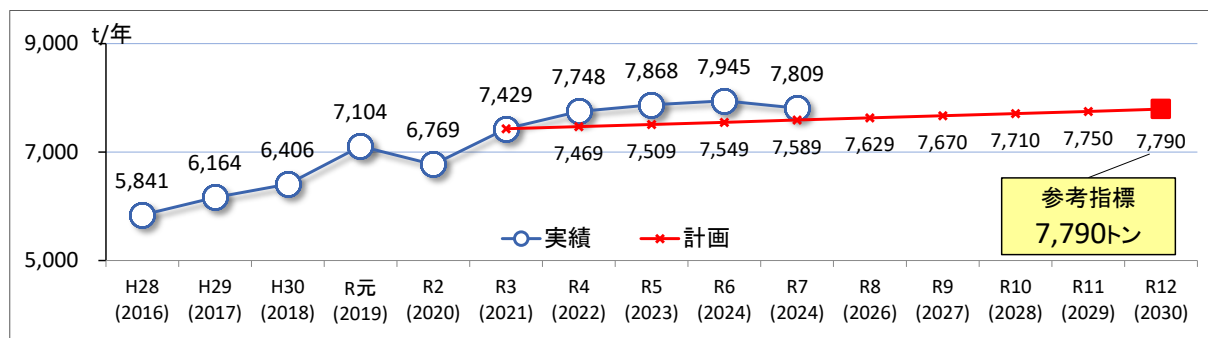
図表 20 総ごみ原単位（目標 1）の推移



図表 21 家庭系ごみ原単位（参考指標）の推移



図表 22 事業系ごみ量（参考指標）の推移



3.3 分別の徹底とリサイクル

プラスチック類の焼却に伴う CO₂ 排出量※の削減は、プラスチック類の排出抑制や資源化を進めるための計画目標となっています。

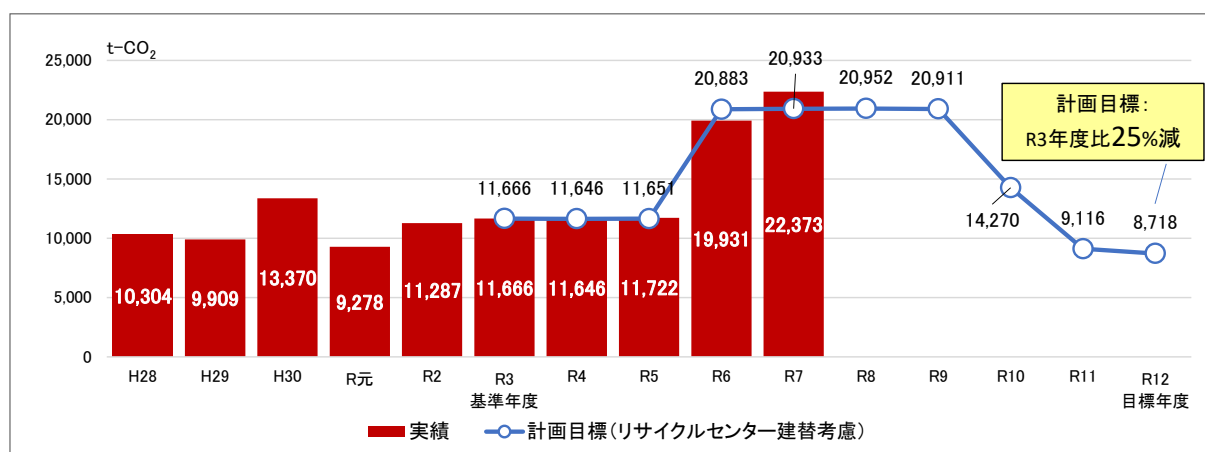
CO₂ 排出量の実績値を見ると（図表 23）、令和 6（2024）年度から始まったふじみ衛生組合リサイクルセンターの建替のため、ペットボトルや容器包装プラスチックの焼却処理の分、CO₂ が増加しています。リサイクルセンター稼働後に向け、プラスチック類の排出抑制と分別収集の拡充を進めることが、CO₂ 削減目標のため必要です。

また、古紙類の回収量が減少傾向にある中、組成分析調査結果を見ると可燃ごみ中に依然として資源化可能な古紙類が排出されていることから、分別の徹底による資源化推進が引き続き必要です。

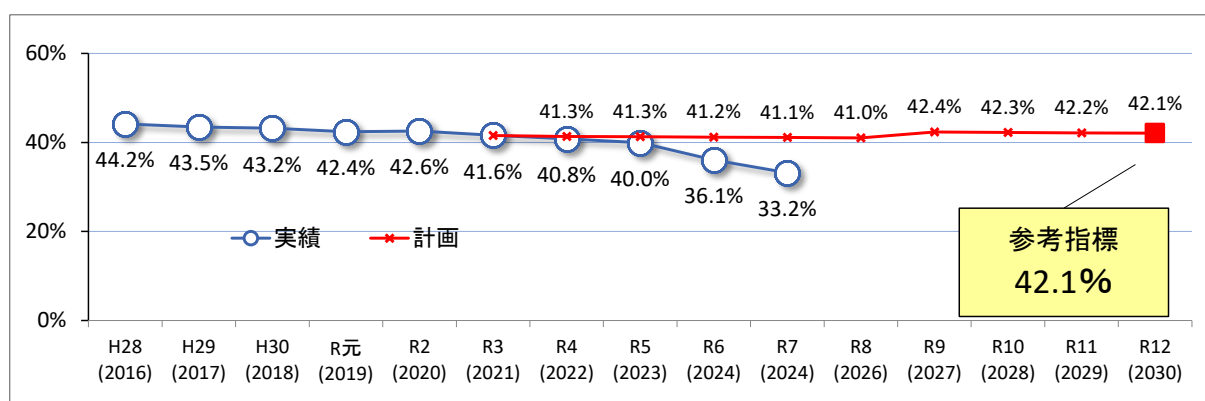
なお、計画目標の「最終処分量ゼロ」は維持されています。

※実際には、二酸化炭素（CO₂）を含む温室効果ガスの排出量で算出

図表 23 ごみの焼却に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量（目標 2）の推移



図表 24 総資源化率（参考指標）の推移



3.4 市民・事業者との連携

未利用の食品や使い捨てプラスチックをなるべくごみにしないようにしたり、資源やごみの分別を徹底したりすることなど、市民や事業者の御理解・御協力がなければ進めることはできません。

さらに、ごみの発生・排出抑制やリサイクルを「経済活動」の中にしっかりと組み込み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする線形経済（リニア経済）から持続的な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）へと変革していくには、市民の日常の消費行動や事業者の経済活動のあり方を変えていく必要があります。

市の清掃事業（3Rの推進、ごみの適正・安定処理）は市民・事業者の日常的な活動と行政との最も身近な接点であることから、あらゆる施策において市民・事業者との連携を強化していくことが求められます。また、連携強化を図るためには、効果的な情報発信、環境教育等を引き続き充実させていく必要があります。

サーキュラー・エコノミーと3原則

これまでは「生産→使用→廃棄」という一方通行の線形経済（リニア・エコノミー）が主流でしたが、採掘できる天然資源の量や、廃棄物の処理能力には限りがあるので、このスタイルの経済活動は長期的には持続不可能です。一方、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）とは、経済活動においてモノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで既存のモノをムダにせず、その価値を最大限に生かす循環型の経済システムを指します。サーキュラー・エコノミーでは、「廃棄物と汚染を生み出さないこと」「製品や素材を（高い価値の状態のまま）流通・循環させ続けること」「自然を再生させること」の3つを原則としています。

3.5 災害等への対応

近年、地球温暖化の影響により記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しています。特に、令和元年 10 月に発生した東日本台風（台風 19 号）は、日本各地に甚大な被害をもたらし、市内でも多摩川沿いなどで大規模な浸水被害が生じました。

また、令和 2 年からはじまった新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、市民生活や事業活動を直撃した結果、巣ごもり需要の増加によるごみの急増や、海外諸国のロックダウン（都市封鎖）により輸出できなくなった資源物（古布）が国内に滞留するなど、ごみの適正処理・リサイクル事業にも多大な影響をもたらしました。

今後とも、大規模災害や感染症の拡大など大きな社会変動に際しても、生活環境保全の観点から安定的なごみ処理・リサイクル事業の対応が図れるよう、計画的に備えを整備していくことが求められています。



東日本台風（台風 19 号）の
り災ごみ



輸出先のロックダウンにより
国内に滞留した古布類

第3章 ごみ処理の基本理念と目標

第1節 基本理念

基本理念	すべての人の取組と互いの連携で、より一層の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の低減を進め、持続可能な社会の実現を目指します。
------	--

地球環境と人間社会は危機に瀕しています。異常な熱波や大規模水害を伴う気候変動、大量生産・大量消費・大量廃棄社会の広がりによる資源制約の強まり、生態系・自然環境の破壊など、解決に向けた行動は待ったなしの状況です。次世代に持続可能な社会をつなぐため、世界の国々で取り組まれているのが、SDGs（持続可能な開発目標）です。

資源循環や一般廃棄物処理の分野では、下表のとおり「目標 11 持続可能な都市」「目標 12 持続可能な消費と生産」「目標 13 気候変動」などに関連した課題を中心としつつ、SDGs の達成に資する各分野ごとに取組の展開が求められています。

図表 25 資源循環・一般廃棄物処理の分野に関わる SDGs の目標

SDGs の目標	資源循環・廃棄物処理の分野で求められること
目標 11 [持続可能な都市]	ごみの排出をなるべく抑え、それでも排出される資源を効率的に循環させ、ごみを適正に処理する。
目標 12 [持続可能な消費と生産]	資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら付加価値を生み出す持続可能な循環型経済「サーキュラー・エコノミー」を実現する。
目標 13 [気候変動]	CO ₂ 排出量の増大につながるプラスチック類の焼却量を削減するなど、気候変動を軽減するための対策を講じる。
目標 14 [海洋資源]	海洋ごみの半分以上を占めるプラスチックごみを削減し、海の豊かさを守る。
目標 17 [パートナーシップ]	買い物やサービスを接点とした消費者と企業の連携、ごみ出しを接点とした市民と行政の連携など、産学官民で連携して取組を進める。

こうした状況を踏まえ、本計画のごみ処理における基本理念は、「すべての人の取組と互いの連携で、より一層の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の低減を進め、持続可能な社会の実現を目指す」こととしました。

さらに昨今では、生産から流通・販売、消費に至る社会経済活動そのものを、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型から、持続可能な形で資源を利用する循環型経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっています。（図表 26）

図表 26 ごみの 3R と循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の概念図



第2節 各主体の役割

スローガン	みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市 調布
-------	---------------------------------

基本理念の実現に向けたスローガンは、「みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市 調布」です。

スローガン前半は、基本理念の「すべての人の取組と互いの連携」を表し、スローガン後半は「ごみの発生・排出抑制を最優先すること」と、本市の「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」（令和 3（2021）年 4 月）を踏まえた廃棄物施策を展開していくうえで、「二酸化炭素（CO₂）に代表される温室効果ガスによる環境負荷を減らしていくこと」を表しています。



図表 27 は、各主体に求められる主な役割を図式化したものです。

市民においては、資源・ごみ分別の徹底や集団回収など資源リサイクル活動への参加を実践するとともに、食品ロスや使い捨てプラスチックなど「もったいない」「ごみを出さない」「ものを長く大切に長く使う」といった、ごみの少ない生活スタイルに転換していくことが求められています。

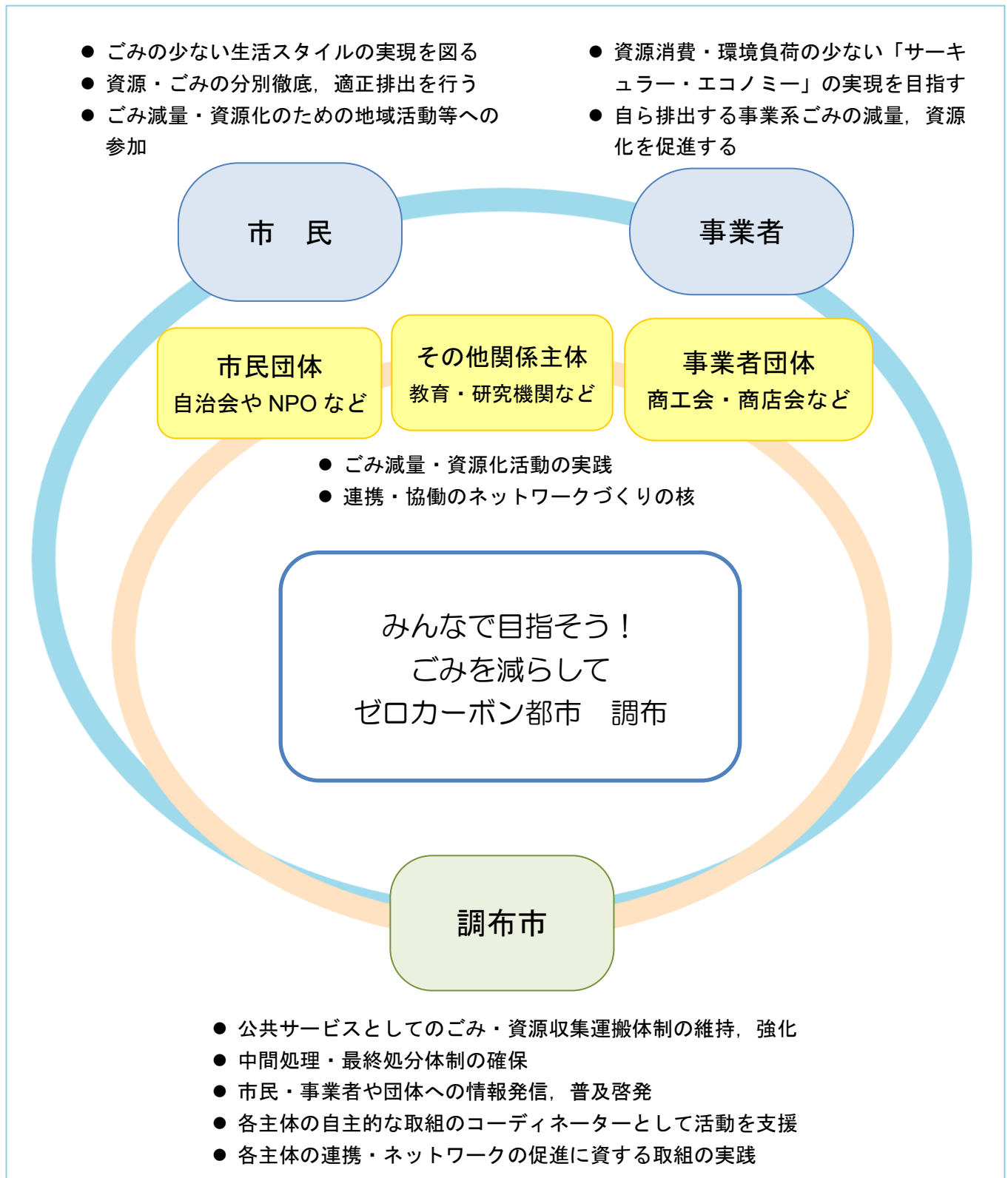
事業者においては、自ら排出する事業系ごみの減量、資源化を進め、適正処理を行うことはもちろん、資源の消費や環境負荷の少ない事業活動への変革、開拓を通して「サーキュラー・エコノミー」の実現を目指すことが求められています。

また、取組を進めていくうえで欠かせない主体が、自治会や NPO、福祉団体といった市民団体・地域団体、商工会や商店会といった事業者団体、及び教育・研究機関などの関係機関です。こうした団体は、ごみ減量・資源化活動の実践の場としての役割とともに、市民・事業者・市が連携・協働するための連携（ネットワーク）の核としての役割を担っています。

市は、ごみや資源の処理・リサイクルの安定的な基盤を維持するとともに、各主体の自主的な取組のコーディネーターとして活動を支援し、市民・事業者や団体に広く情報発信、普及啓発を行っています。



図表 27 各主体の役割

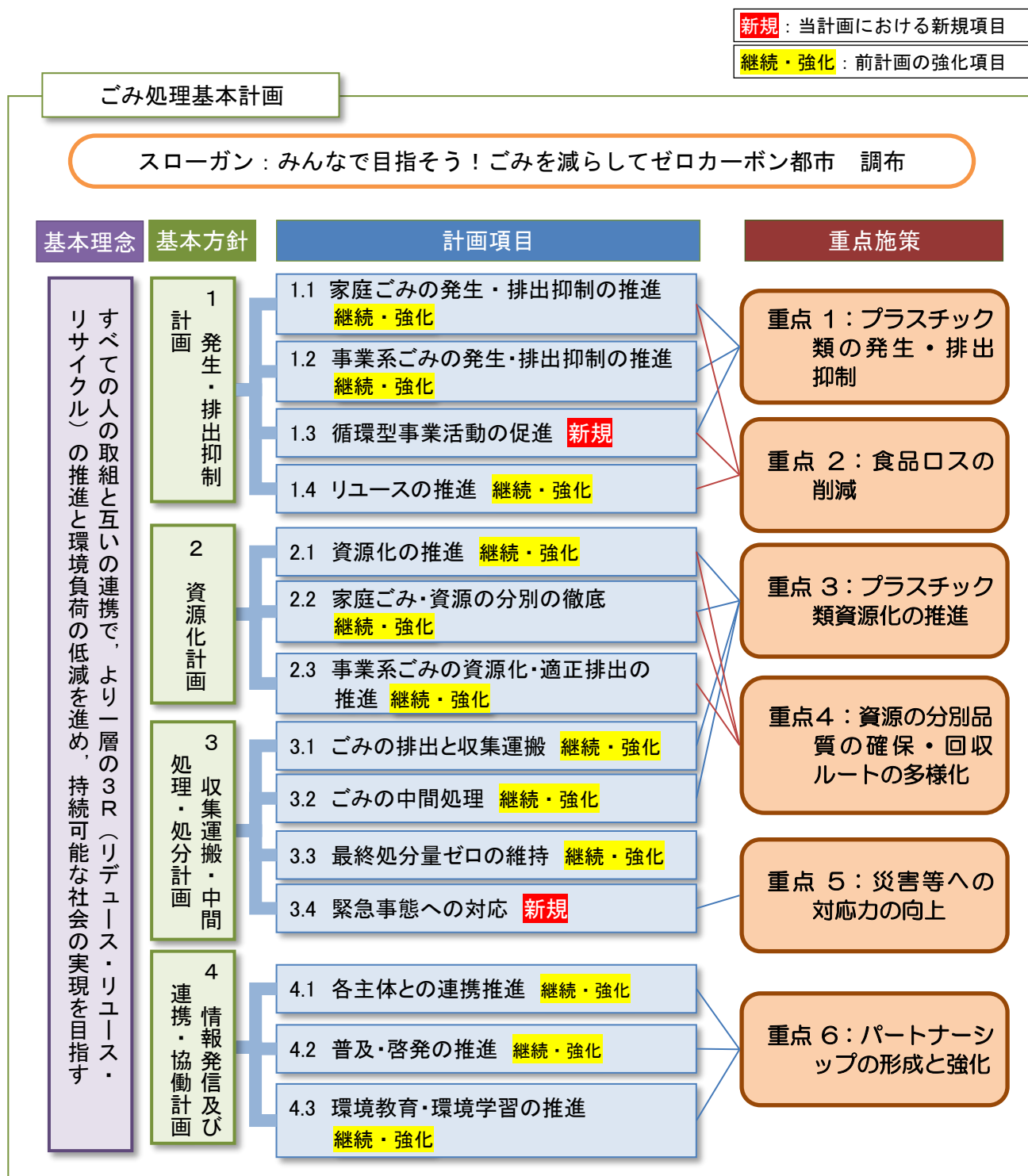


第3節 ごみ処理基本計画の体系と重点施策

3.1 計画体系

ごみ処理基本計画の施策体系は下図のとおりです。

図表 28 ごみ処理基本計画の施策体系



3.2 4つの基本方針

本計画の基本方針は以下の4つです。

(1) 基本方針1 徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の内、発生・排出抑制（リデュース）を最優先に取組を進めます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を市民（団体）・事業者（団体）・行政が連携して進めることにより、持続可能な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立に資することを目指します。

(2) 基本方針2 さらに資源化の推進

資源分別収集、集団回収、拠点回収、店頭回収及び事業者による自主回収など、多種多様な回収ルートで資源のリサイクルを推進します。

また、プラスチック類の分別収集を強化・拡充することにより温室効果ガスの削減を図るとともに、古紙類に代表される既存の資源についても分別収集の推進による品質の向上を図り、安定的なリサイクルシステムを維持できるようにします。

(3) 基本方針3 適正な処理体制の維持

ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携しつつ、安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに、東京多摩広域資源循環組合と連携し最終処分量ゼロを維持・継続していきます。

(4) 基本方針4 市民・事業者との協働と連携強化

市民・事業者や各種団体・教育機関等との連携を深めつつ、積極的な情報発信、普及啓発、児童・生徒への環境教育や環境学習を推進します。

また、さまざまなごみ減量・資源化等の取組を進める中で、関係主体とのパートナーシップ（つながり）の形成・強化に努めていきます。

3.3 重点的な取組

基本理念の実現に向け、以下の取組を重点的に進めます。

(1) 重点 1：プラスチック類の発生抑制

「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民・事業者と一体となってプラスチック類の使用削減、排出抑制を進めます。

【主な取り組み】

- ・ 「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」や「CHOFU プラスチック・スマートアクション」の取組を継続的に発展・拡充し、市民・事業者によるプラスチック削減の取組を推進
- ・ 市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減や自主回収に取り組む事業者の情報を積極的に発信
- ・ 事業者に対しては、商工会等の事業者団体とも連携し、先進事例の紹介などの情報発信を通じて、脱プラスチック型の事業活動への転換を促進
- ・ 脱プラスチック型の事業活動に取り組む事業所の認定制度についての検討など

(2) 重点 2：食品ロスの削減

食べ残しや未利用食品など「もったいない」食品ロスの徹底的な削減を進め、持続可能な社会づくりに貢献します。

【主な取組】

- ・ 市民に向け、家庭で実践できる食品ロスの削減方法のほか、食品ロス削減に取り組む飲食店等の事業所の情報を積極的に発信
- ・ 食品関連事業者・団体と連携し、食品ロス削減月間での共同キャンペーンなどを展開
- ・ 食切りや食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店の認定制度について検討
- ・ 組成分析に基づく現状の把握と情報提供による啓発活動など

食品ロスとは？

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指しており、食べ残しや未利用食品など、日本では年間522万トンの食品ロスが発生しています(令和 2 年度推計値)。これは、日本人一人当たり、年間約41キログラム、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てている量に相当します。

食品ロスを削減することは、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制につながります。

■フードドライブの実施

「フードドライブ」とは、買いすぎた食品やもらいすぎた食品を集めて、必要としている福祉施設や子ども食堂に無償で提供する活動です。市では平成28(2016)年度から、調布市消費者団体連合会・調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会の協力により定期的に実施しています。令和2(2020)年10月からは調布パルコ・トリエ京王調布等の市内事業者と連携をし、活動を広めています。集めた食品は、市内の子ども食堂・児童養護施設・フードバンク調布等に配布しています。



フードドライブで集まった食品

■食品ロス削減月間での啓発

「食品ロス削減の推進に関する法律」が令和元(2019)年10月に施行されました。食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月は法に基づく食品ロス削減月間と定められており、市民のみなさんにできることから取り組んでもらえるよう情報発信を行っています。



食品ロス削減月間の周知（市報）

(3) 重点3：プラスチック類資源化の拡充

発生・排出抑制を進めても、なお、ごみとして排出されてしまうプラスチック類について、さらなる資源化を進めます。

【主な取組】

- ・ ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新・稼働（令和 10 年度予定）に併せた容器包装プラスチック・製品プラスチックの新たな収集（回収）方法の検討
- ・ 再資源化の対象となる製品プラの指定
- ・ ペットボトルの水平リサイクル※（ボトル to ボトル）に向けた取組の検討

※ビンからビンのように、使用済み製品を同一の製品へとリサイクルすること。

(4) 重点 4：資源の分別品質の確保・回収ルートの多様化

古紙をはじめとする再生資源の品質を確保し、循環ルートの多様化の取組を継続することにより、動脈産業・静脈産業が一体となった循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立を図ります。

【主な取組】

- ・ 雑がみの種類や禁忌品など古紙類に関する知識の普及
 - ・ 集団回収・拠点回収・店頭回収・企業による自主回収など、多様な回収ルート利用の呼びかけ
 - ・ 集団回収の推進
 - ・ リサイクル協力店制度等を活用した店頭回収の促進
 - ・ 収集・運搬方法の見直しの検討
 - ・ 分別品質を高めるための排出ルールの検討
- など

(5) 重点 5：災害等への対応力の向上

大規模な自然災害など緊急時の対応力の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 感染症の拡大や世界的な経済変動など、予期せぬ変動期における業務継続及び排出方法の周知

(6) 重点 6：パートナーシップの形成と強化

市民・事業者や各種団体・教育機関と一体となっごみ減量・リサイクルを推進するため、多様な主体とのパートナーシップの形成を図り、互いの連携・協働を強化します。

【主な取組】

- ・ ごみ減量・リサイクル協力店制度の強化・拡充
- ・ 多様な回収（集団回収・拠点回収・店頭回収など）の促進を通じた地域団体や事業所との連携・協働
- ・ 自主回収やリサイクル・リユース促進に積極的に取り組む企業等との連携
- ・ 環境教育・環境学習の推進を通じた教育機関や市民団体、事業者との連携・協働
- ・ SDGs 等、地球環境問題に関する周知・啓発など

第4節 計画目標（中間年度見直し）

4.1 3つの計画目標（中間年度見直し）

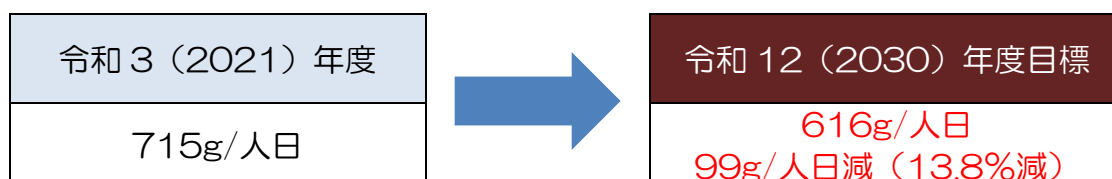
重点的な取組をはじめとする計画の推進によって達成すべき本計画の目標は以下のとおりです。

(1) 目標1 総ごみ原単位

ごみの発生・排出抑制を第一とする観点から、家庭系・事業系のごみ・資源物の発生抑制や事業者による自主的な回収等を進め、1人1日あたりの総ごみ量（総ごみ原単位）を抑制します。

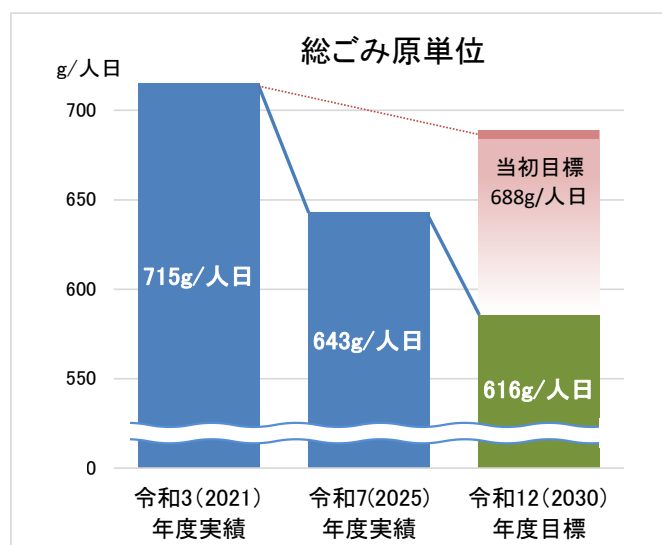
【総ごみ原単位の目標】

家庭においては、食品ロスの削減やプラスチック類などのごみへの排出抑制、事業系ごみについては想定されるごみ排出量の全体の伸び率を低減することにより目標値を設定しました。（図表29）



$$\text{総ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

図表29 総ごみ原単位目標



図表 30 は、総ごみ原単位及び家庭系ごみ・資源と事業系可燃ごみの年間排出量の実績と目標を年度ごとのグラフにしたものです。

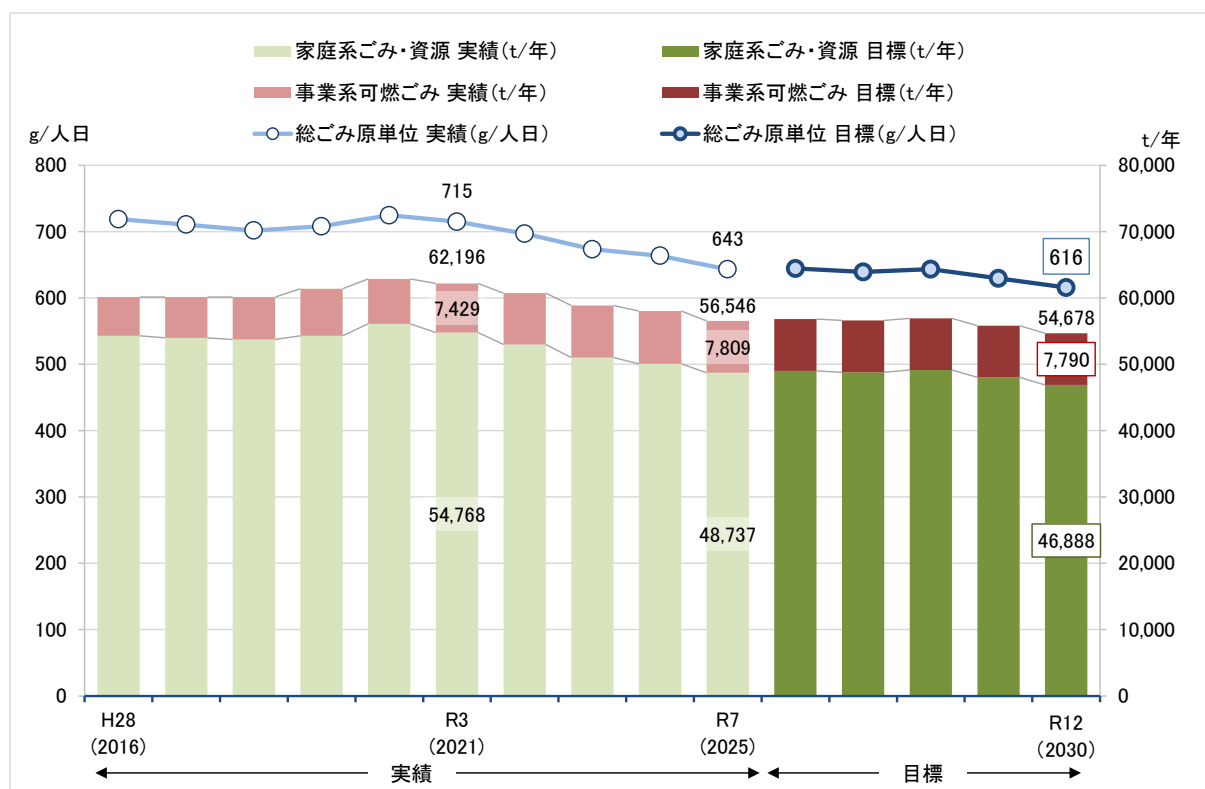
目標年度における年間排出量は、家庭系ごみ・資源においては **46,888** トンと、令和 3（2021）年度から約 **14%** 減となります。

事業系可燃ごみについては、**引き続きリデュース（発生・排出抑制）を図ることにより**、目標年度の事業系可燃ごみを 7,790 トンと、令和 3（2021）年度からの増加量を 361 トン（約 5%）に抑制することを目指します。

これらの結果、総ごみ（家庭系ごみ・資源及び事業系可燃ごみ）量の削減を進めることで、目標年度における 1 人 1 日あたりの総ごみ量（総ごみ原単位）**13.8%** 減を目標値としました。

目標設定の詳細につきましては、資料編「3 ごみ量推計・目標設定資料」をご参照ください。

図表 30 総ごみ原単位の実績・目標



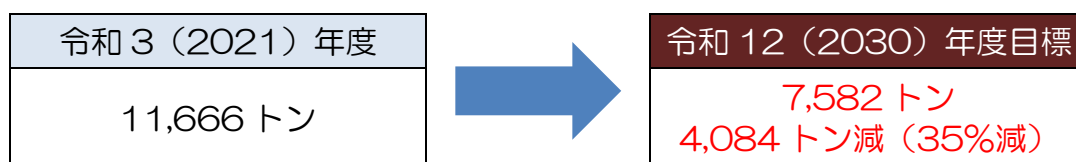
(2) 目標 2 二酸化炭素（CO₂）削減量

プラスチック類の発生・排出抑制を進めつつ、使用済みプラスチック類のさらなる資源化を推進することで、プラスチックごみの焼却により発生するCO₂を削減します。

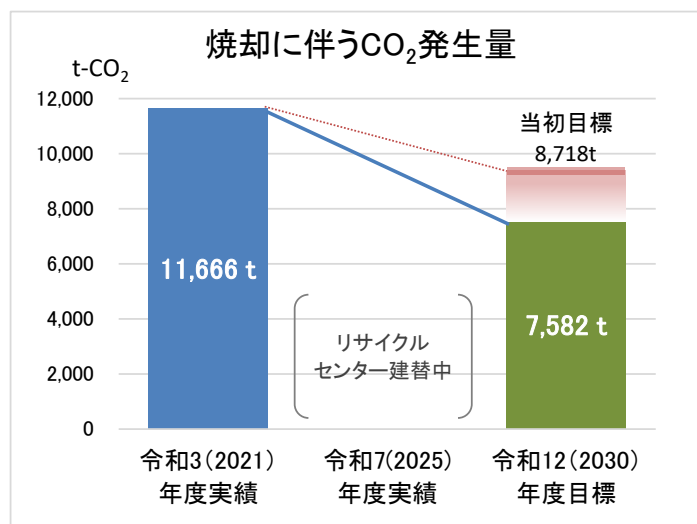
【二酸化炭素（CO₂）削減量の目標】

市民や事業者が排出する使い捨てプラスチックの発生・排出抑制を推進しつつ、容器包装プラスチックのさらなる分別徹底や、製品プラスチックの資源化を新たに導入することで、焼却処理されるプラスチックの量を約 **35%削減**することを目標としました。（図表 31）

令和 3 年度に焼却処理される家庭系プラスチックは推計約 4,000 トン（CO₂ 換算で約 11,666 トン）で、ここから **35%減**らすと燃やされるプラスチックの量は約 **2,500 トン**（CO₂ 換算で **7,582 トン**）となります。



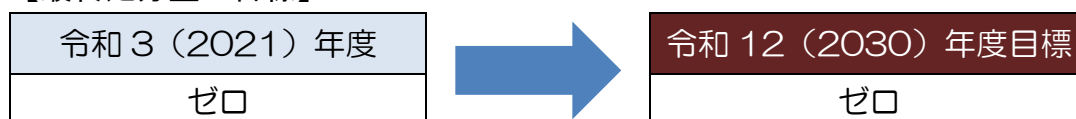
図表 31 二酸化炭素（CO₂）削減量の目標



(3) 目標 3 最終処分量

ごみの中間処理・資源化システムの維持・継続により、最終処分量ゼロを継続していきます。

【最終処分量の目標】



4.2 参考指標

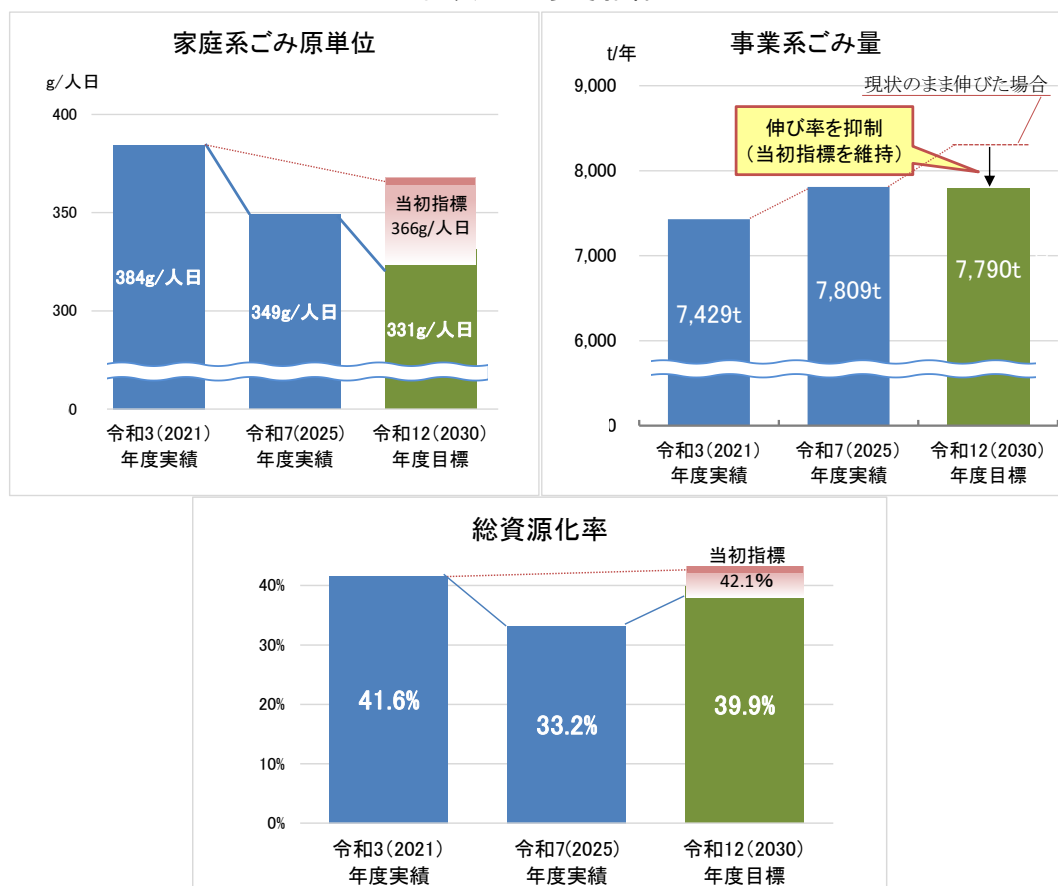
前計画（平成 25 年（2013）度～令和 4（2022）年度）において計画目標としていた「家庭系ごみ原単位」及び「総資源化率」については、引き続き家庭系ごみの減量・リサイクルの推進に向けた参考指標とします。併せて、計画目標 1「総ごみ原単位」を達成するため、事業系ごみについては最終年度の総排出量 7,790t を目標値として設定したことから、この「事業系ごみ量」についても排出抑制に向けた参考指標として位置づけました。（図表 32）

指 標	令和 3（2021）年度	令和 12（2030）年度
家庭系ごみ原単位	384g/人日	331g/人日 53g/人日減（14%減）
事業系ごみ量	7,429 トン	7,790 トン （伸び率を半分に抑制）
総資源化率	41.6%	39.9% （1.7 ポイント減に留める）

$$\text{家庭系ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ排出量}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量}}$$

図表 32 参考指標



第4章 個別計画

第1節 発生・排出抑制計画

発生・排出抑制計画の基本方針

徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

【計画項目】

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

継続・強化

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

継続・強化

1.3 循環型事業活動の促進 **新規**

1.4 リユースの推進 継続・強化

重点1：プラスチック類
の発生・排出抑制

重点2：食品ロスの削減

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

(1) プラスチック類の発生・排出抑制 **重点**

プラスチック使用製品、特に使い捨て製品や過剰な容器包装類の発生・排出抑制を促進するため、普及啓発や広報、児童・生徒への環境教育などを通じ、暮らしの中のプラスチックごみ削減に向けた取組への協力を、市民や事業者に働きかけます。

(2) 食品ロスの削減 **重点**

組成分析調査結果などを基に、食べ残しや未利用食品量を調査・分析するとともに、賞味期限、消費期限切れの食品、食べ残しといった家庭内における食品ロスの削減に市民が自主的に取り組めるよう、普及啓発・広報等を進めます。

また、フードドライブ事業の継続・拡充を図るため、市民にその利用・参加を呼びかけます。

(3) その他発生・排出抑制行動の促進

生ごみ全体の減量・資源化に向け、水切りの徹底の呼びかけや生ごみ処理機・コンポスト容器の利用など、家庭内処理の促進にも引き続き取り組みます。

また、ものを大切に長く使う、電気製品の修理・再生を行うなど、ごみの発生・排出が少ないライフスタイルの実践・転換の促進について、市民や事業者へ情報発信していきます。

生ごみ減量はギュッと水切り!!

台所から出る生ごみの約80%は水分です。

生ごみを捨てる前に、ギュッと簡単にひと絞りすることで約 10%の水分を減らすことができます！直接触ることに抵抗がある場合は、水切り器や不要になったCDの活用のほか、生ごみ処理機を活用することで、より効果的に水分を減らすことが出来ます！

生ごみの水分を減らすことにより、ごみ処理費用が軽減されるとともに、効率的にごみを燃やすことができるため、焼却炉や最終処分場の長寿命化や温室効果ガスの削減にもつながります。



ギュッと！

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

(1) 大規模事業所への指導

本市では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以上の建築物）の所有者に対し、条例に基づき廃棄物管理者の設置と廃棄物再利用計画の提出を義務づけています。これら大規模事業者に対し、引き続き再利用計画を活用しごみの発生・排出抑制の推進を指導します。

(2) 事業所への情報提供・指導

食品廃棄物の減量や古紙類の資源化促進に関する情報など、商工団体等の事業者団体と連携し、中小事業所を中心に業種の特性に応じたごみ減量・資源化に関する情報発信を行います。

1.3 循環型事業活動の促進

(1) 脱プラスチックの促進 **重点**

先進的に取り組む事業所の紹介・情報発信を通じ、脱プラスチック、カーボン・ニュートラルの観点から、事業活動における使い捨てプラスチックの使用の抑制を促進します。また、事業者との連携により、指定収集袋のばら売り方法の拡充によるレジ袋削減に向けて検討します。

(2) 食品ロスの削減 **重点**

「食べきり協力店」など、他自治体を参考とした食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店の認定制度を設け、市民に広く PR していく仕組みについて検討します。食品販売店における食品ロス削減については、見切り品情報を消費者に迅速に提供するデジタルプラットフォームの利用や、消費期限の短い食品をあえて選択する「手前取り（てまえどり）」の実践について市民に呼びかけるなど、販売店や事業所と連携による食品ロス削減に向けた取組を検討・展開します。

また、未利用食品の有効利用に向けては、食品関連事業者、社会福祉協議会、フードバンク団体など関係主体間の情報共有、ネットワークづくりなどを支援していきます。

食品廃棄を減らすための「てまえどり」推進、フードバンク団体の活動

■「てまえどり」ポップの配布

地域活性化包括連携協定を締結している株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店のご協力により、調布市内セブン-イレブン店舗の陳列棚に「てまえどり」啓発ポップを設置しています。市内事業者の方々にも活動を広めます。



「てまえどり」啓発ポップ

ポップの素材は、廃棄されてしまうお米(※)由来の国産バイオマスプラスチック「ライスレジ」を使用しています。

※食用に適さない古米、米菓メーカーなどで発生する破碎米など、飼料としても処理されず、廃棄されてしまうお米

■NPO法人フードバンク調布の取組紹介

フードバンク調布は、平成29年12月に地域の有志が集まり任意団体として発足。「食べられるのにもったいない！必要としている方へお渡しします。」を合言葉にボランティア活動継続し、令和3(2021)年10月「特定非営利活動法人フードバンク調布」として設立されました。

食料支援「子どもプロジェクト」として学校の長期休みで給食がなく、食事に困る子育て世帯に向けて食品を届けるといった活動を展開しています。

(3) 店頭回収・自主回収の促進 重点

スーパーマーケットにおける発泡トレイやペットボトル、古紙類などの店頭回収や、メーカーによる製品・容器の自主回収事業など、事業者による自主回収の情報を積極的に発信し、市民にそれらの利用を呼びかけます。

1.4 リユース（再利用）の推進

(1) 利再来留館の活用

リユース情報発信の拠点として利再来留（りさいくる）館を引き続き活用しつつ、粗大ごみリユース品等の展示・販売機能のさらなる充実を図ります。



利再来留（りさいくる）館

(2) リユース活動に関する情報提供・支援

本市や各種団体等が実施するフリーマーケットの実施や市イベントや地域のお祭り等でのリユース食器の利用、企業との連携によるリユース促進デジタルプラットフォームの活用など、市民がリユースを体験する機会を増やすことを通じ、リユース品活動の促進を図ります。



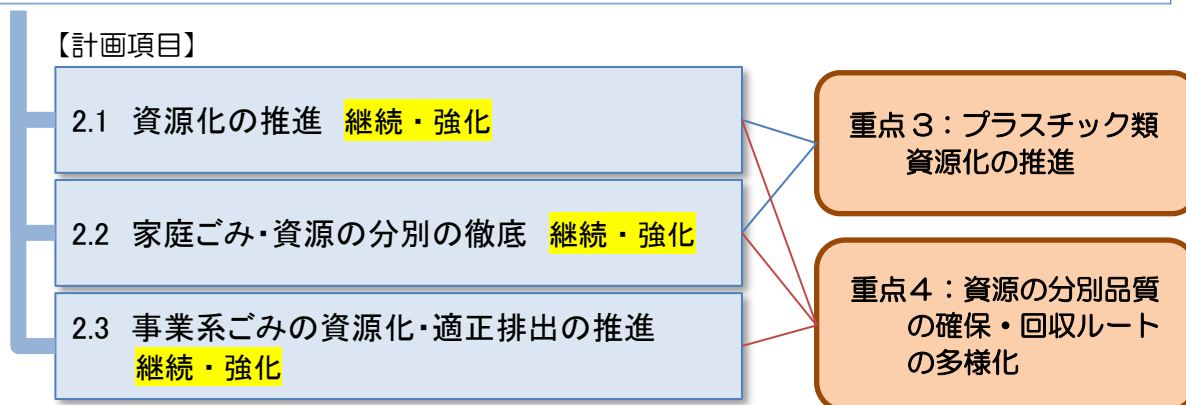
地元の掲示板だからすぐに見つかる！ 地元情報が満載だから、欲しいものがすぐに見つかります。 	登録料・手数料はすべて無料！ 個人・法人共に無料です。 手数料や、掲載料など一切かかりません。 	チャットで簡単取引！ お相手とのやりとりはチャットで簡単に取引ができます。 
--	--	--

インターネット掲示板サイト「ジモティー」を活用したリユース促進の取組

第2節 資源化計画

資源化計画の基本方針

さらなる資源化の推進



2.1 資源化の推進

(1) プラスチック類の資源化の推進 重点

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックを再商品化（リサイクル）するための仕組みが導入されました。また、現在、容器包装プラスチックを中間処理しているふじみ衛生組合リサイクルセンターは、老朽化に伴い令和10（2028）年度に向けて更新が予定されています。

このような状況を踏まえ、容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた、プラスチック類全体に分別対象を拡大し、資源化する仕組みの検討・導入を図ります。

また、使用済みペットボトルについては、環境負荷が少ないとされる水平リサイクル※（ボトル to ボトル）の可能性について検討します。

※ピンからピンのように、使用済み製品を同一の製品へとリサイクルすること。

(2) 集団回収、拠点回収の推進 重点

資源物及び品質確保のため、地域集団回収事業については今後とも促進していくとともに、高齢化の進行や資源価格の変動など、社会情勢の変化に対応した仕組みに改善を図ります。

使用済小型家電や牛乳パック、使用済みインクカートリッジ等の拠点回収事業についても随時、拠点の拡充を検討するなど、回収量の維持・拡大を図ります。

また、スーパーマーケットでのペットボトルやトレイ、古紙類の店頭回収など、事業者の自主回収による資源化の促進に向け、広報・PRを図ります。



集団回収の排出と回収の様子



小型充電式電池回収ボックス



インクカートリッジ
回収ボックス



コンタクトレンズ
空ケース回収容器

(3) 枝・草・葉に代わる資源化の検討

剪定枝のチップ化事業については、計画期間における申込数及び処理量は横ばいとなっています。新規申込は減少傾向であり、リピート率が9割となることから、事業の公平性が課題となっています。車両も老朽化が進んでおり、リース期間が終了する令和8年度以降の事業の在り方について、費用対効果を踏まえ、新たな資源化対策事業への転換など、次期計画への位置づけも視野に入れ検討します。



チップパー車



チップ化されたせん定枝（一次破碎）

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底

(1) 分別ルールの周知徹底

市報や資源循環推進課広報誌「ザ・リサイクル」、調布ごみナビ、SNS等の多様な媒体を活用し、ごみ・資源物の正しい分別・排出方法を周知するとともに、廃棄物減量及び再利用促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等との連携・協働により、分別ルールの徹底を図ります。また、ルールが守られていないごみへのイエローカードの貼付や指導を継続します。

(2) 分別収集品質の向上策の検討 重点

資源物の安定的な流通を確保するためには、回収・収集段階での品質の向上が不可欠です。

特に、古紙類については組成分析調査による分別遵守状況の把握に努めつつ、「雑がみ」を正しく分別することや不純物・禁忌品の混入を排除するなど、品質の確保・向上に向けた広報・PR や環境教育・環境学習の充実を図ります。併せて、市民や事業者が理解しやすい排出・収集方法についても検討します。



古紙の「禁忌品」

出展：公益財団法人古紙再生促進センター



古紙に混入した異物

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進

(1) 事業所への情報提供、指導

大規模事業所に対しては、事業用大規模建築物の再利用計画を活用した指導を通じ、ごみ減量と資源化を促していきます。

中小事業所に対しては、商工団体等と連携し事業系ごみの分別・資源化マニュアルなどによる情報提供を図り適正排出を促すとともに、収集許可業者との連携を図り、分別ルールを守らない事業所に対する指導を徹底します。

なお、事業系ごみの量や質は業種や規模により大きく異なるため、組成分析調査やアンケート調査等により排出実態を適切に把握し、効果的な情報提供・指導方法を検討します。

(2) 持込ごみの分別の徹底

許可収集業者や直接搬入によりふじみ衛生組合クリーンプラザふじみに持ち込まれる事業系ごみの抜き取り検査を継続しつつ、新たに事業系可燃ごみの組成分析調査を実施・活用することで、分別の徹底を図ります。

第3節 収集運搬・中間処理・処分計画

収集運搬・中間処理・処分計画の基本方針

適正な処理体制の維持・継続

【計画項目】

3.1 ごみの排出と収集運搬 継続・強化

3.2 ごみの中間処理 継続・強化

3.3 最終処分量ゼロの維持 継続・強化

3.4 緊急事態への対応 新規

重点3：プラスチック類
資源化の推進

重点5：災害等への対応
力の向上

3.1 ごみの排出と収集運搬

(1) 効率的な収集運搬体制の維持

ごみ・資源物の収集運搬体制は現状を維持しつつ、排出量や質の変化、社会経済状況等の変化に適切に応じ、適宜効率化や見直しを図ります。

(2) ICT化の推進

ごみ収集運搬に関する各種データの蓄積や、粗大ごみ処理申込等の各種手続きのICT（情報通信技術）化を推進し、ごみ・資源物の収集運搬事業の効率化を図ります。

(3) 環境に配慮した清掃車両の導入

ごみの収集車として電気自動車（EV）や燃料電池車等の導入を検討するなど、環境に配慮した清掃車両の導入を進めます。

(4) ふれあい収集の充実

高齢者・障がい者等ごみ出し困難者への対応として実施しているふれあい収集について、庁内関係部署及び事業者との連携を強化し、引き続き事業の充実を図ります。

(5) その他適正排出の維持

本市で収集・処理しない適正処理困難物やパソコンなどの廃棄物の適正な処理方法について、ごみカレンダー、ごみアプリ等での周知を徹底します。また、小型充電式電池やスプレー缶など爆発の恐れがあるごみや感染の恐れのあるごみの分別・出し方についても周知徹底を図ります。

ごみの不法投棄の撲滅に向けては、パトロールの強化や市民・事業者の協力による監視・通報体制を強化するとともに、警察との連携を密にしていきます。

また、古紙類など資源の持ち去りについては、パトロールの実施や条例に基づく持ち去り行為者に対する警告書の交付など、引き続き対策を実施します。



不法投棄されたごみ



パトロールの様子

3.2 ごみの中間処理

(1) 中間処理システムの維持

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別処理といったごみの中間処理はふじみ衛生組合が実施しており、引き続き、ふじみ衛生組合による中間処理体制を維持していきます。

また、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの令和 10（2028）年度の更新に向け、ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携し、建替期間中の不燃ごみ及び容器包装プラスチックやペットボトル等の処理・資源化体制の検討・確保を図ります。

(2) クリーンセンター機能の維持

調布市クリーンセンターにおける、本市のびん・缶、古紙・古布、粗大ごみの選別や積替機能を維持します。



クリーンセンターに集積された
古紙



粗大ごみの解体

3.3 最終処分量ゼロの維持

(1) 焼却灰の資源化

東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化事業の継続による焼却灰全量の資源化を維持します。また、老朽化に伴うエコセメント化施設の一部更新について、東京たま広域資源循環組合に必要な協力を行います。

東京たまエコセメント化施設について

調布市、三鷹市のご家庭や事業所から排出された「燃やせるごみ」は、ふじみ衛生組合「クリーンプラザふじみ」にて焼却され、燃やした後に残る焼却灰は、西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合「二ツ塚処分場」に運ばれています。二ツ塚処分場では、平成 18 年（2006 年）7月から焼却灰をセメントの一部として再利用する「東京たまエコセメント化施設」を稼働し、それまで埋め立てていた焼却灰の全量をエコセメントの原料としてリサイクルすることで、調布市を含む多摩地域のリサイクルが進み、処分場の使用期間は大幅に延びました。

生産されたエコセメント製品は、私たちのまちの道路の縁石や側溝、歩道の舗装ブロックなどに利用され、持続可能な社会の形成に役立てられています。



エコセメント化施設（日の出町）



土木・建築工事やコンクリート製品に
使われるエコセメント

3.4 緊急事態への対応

(1) 災害廃棄物処理計画の策定等 **重点**

大規模災害発生時における廃棄物の収集・処理方法、体制等については、現在「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応することとなっています。今後は、東京都災害廃棄物処理計画や調布市地域防災計画との整合を図りつつ、国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大や、大きな経済変動による資源リサイクル市場の混乱など、今後想定される社会・経済変動時におけるごみ処理・リサイクル事業の対応のあり方や収集・運搬・中間処理の業務継続体制について調査・検討を行うとともに、業務従事者の感染予防に必要な措置を講じます。併せて、指定収集袋の安定供給についても、生産体制や仕様の見直しに向け検討します。

第4節 情報発信及び連携・協働計画

情報発信及び連携・協働計画の基本方針

市民・事業者、各種団体との連携・協働の推進

【計画項目】

4.1 各主体との連携推進 継続・強化

4.2 普及・啓発の推進 継続・強化

4.3 環境教育・環境学習の推進 継続・強化

重点 6：パートナーシップの形成と強化

4.1 各主体との連携推進

(1) 促進員や審議会との連携・協働 **重点**

市民・事業者・各種団体との連携・協働により本市のごみ減量・リサイクルのあり方を検討していく場として、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会を開催します。また、地域単位でごみ減量・リサイクルを進めるため調布市廃棄物減量及び再利用促進員との協働を引き続き図ります。

(2) 市民・市民団体等との協働 **重点**

食品ロスの削減や脱プラスチック、SDGs の推進など、多種多様なテーマで活動する市民団体や NPO、教育機関等に対し、情報提供その他の支援を行います。また、ごみ問題等に取り組みたい個人や NPO 等が気軽に参加したり、学習・情報交換の場を提供したりするなど、活動のプラットフォームづくり、ネットワーク化のあり方について検討していきます。

(3) 事業者・事業者団体等との連携 **重点**

食品ロスの削減や脱プラスチック、自主回収やリユース推進など、3R や循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の推進に積極的に取り組む事業所に対しては、「ごみ減量・リサイクル協力店」等の認定制度の拡充・見直しや、表彰・広報により市民へ向けた情報発信を行うなど、必要な支援を行います。

商工会や商店会といった事業者団体と連携し、事業所に対する3R推進やごみの適正排出に関する普及啓発等に努めます。また、食品廃棄物や枝・草・葉といった有機性資源の循環などを図るため、農業従事者・団体等との連携も検討します。

なお、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の実現に向けた国や都の取組を注視し、必要に応じて要望を行います。



事業者との連携事例の紹介（「ザ・リサイクル」令和4年11月20日号）

4.2 普及・啓発の推進

(1) 情報媒体の充実

市報や資源循環推進課広報誌「ザ・リサイクル」、調布ごみナビ、SNS等、効果的な情報提供・普及啓発を進めるため、引き続き多様な情報媒体の充実・活用を図ります。

(2) イベント・キャンペーンの実施

エコフェスタちょうふや環境フェアといったイベントを活用した情報発信を引き続き実施します。

また、販売店や商店会等と連携し、食品ロスなどをテーマとした共同イベントの実施について検討します。



環境フェア

(3) 市民団体等との協働

自治会等の団体と連携し、地域住民の参加の呼びかけや普及啓発の展開を図ります。

また、集合住宅の管理会社や不動産会社を通じた住民への情報提供、大学を通じた学生への情報提供など、対象に応じてあらゆる関係機関との連携を図り普及啓発や情報提供に努めます。

4.3 環境教育・環境学習の推進

(1) 各種講座の実施

市民を対象としたごみ懇談会・出前講座を実施し、ごみの分別ルールやごみ問題に対する理解を深めていきます。

(2) 教育機関との連携

小中学校や幼稚園・保育園等との協力のもと、出前講座などにより児童・生徒に対する環境教育を進めます。



児童・生徒への出前講座

(3) ごみ減量・リサイクル啓発作品の募集

児童・生徒、市民を対象としたごみ減量・リサイクル啓発作品の募集を引き続き実施し、広報・啓発に活用していきます。

(4) 見学会等の実施

調布市クリーンセンターやふじみ衛生組合クリーンプラザふじみといった施設見学会を実施します。

ごみ減量啓発作品の募集

資源循環推進課では毎年、ごみ減量やリサイクル推進の意識啓発のため「これならできるごみ減量とリサイクルポスター作品」と「ちょうふエコ川柳」の募集を行っています。例年多くの応募をいただき、展示会場の来場者の投票等により入賞作品を決定し、入賞者表彰式を実施しています。

入賞作品はごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」やごみリサイクルカレンダー、ごみアプリに掲載するほか、ポスター化し、調布市公共施設や、「調布市一般廃棄物指定収集袋・特定廃棄物処理券取扱店」等に掲示することで、ごみ減量や適正な排出への啓発に活用しています。



令和4年度入賞作品（一部抜粋）



弟が
残すと言うなら
俺が食う

得じゃない!
まとめ買いして
捨てるなら

ラッピング
なくても真心
伝わるよ

生ごみと
ウエスト絞り
ママ素敵

第5章 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の方針

(2) 災害時の対応

(1) 生活排水処理の方針

汲取りし尿や洗濯・炊事等に伴う生活雑排水を合わせ、生活排水といいます。本市の下水道普及率はほぼ 100%となっており、市内の生活排水は流域下水道を経て東京湾付近にある東京都の水再生センター（森ヶ崎水再生センター）で処理後、処理水は東京湾に放流されています。今後も、引き続き公共下水道による処理を維持します。

一部下水道未接続世帯等では汲取りや浄化槽汚泥処理が行われていますが、下水道未接続者に対しては引き続き接続を働きかけるとともに、発生した汲み取りし尿および浄化槽汚泥は収集後、調布市クリーンセンターのし尿投入口に下水道投入し処理を行います。

また、生ごみ処理方法の一つであるディスポーザについては、「調布市ディスポーザ排水処理システムに関する要綱」に基づいた設置への指導を継続します。

(2) 災害時の対応

大規模災害発生時のし尿の収集・処理方法、体制等については、現在「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応することとなっています。今後は、東京都災害廃棄物処理計画や調布市地域防災計画との整合を図りつつ、国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。

資料編

1 ごみ処理・リサイクル事業に関する資料

(1) ごみ量・資源回収量の推移

資料 1 年間ごみ量・資源回収量の推移

単位:t

年 度		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2024)
人口(10月1日) 人		231,904	234,867	236,880	237,636	238,311	238,713	238,820	239,580	240,897
可燃ごみ (A)	家庭系	26,608	26,591	27,456	28,351	27,920	27,227	26,404	26,131	25,935
	事業系・不定期	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429	7,748	7,868	7,945	7,809
	(小 計)	32,772	32,997	34,560	35,120	35,349	34,974	34,273	34,076	33,744
不燃ごみ等 (B)	不燃ごみ	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365	3,101	2,951	2,939	2,795
	有害ごみ	86	88	92	95	87	83	80	82	81
	(小 計)	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452	3,184	3,030	3,021	2,876
粗大ごみ (C)	可燃性粗大ごみ	888	882	1023	1031	1159	1224	1138	1158	1217
	不燃性粗大ごみ	310	393	381	420	431	427	406	336	262
	粗大資源(D)	362	365	441	459	476	437	417	399	391
	(小 計)	1,560	1,640	1,845	1,909	2,066	2,087	1,961	1,893	1,870
資源物 (E)	古紙類	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869	8,650	8,181	8,060	7,842
	古布類	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293	1,176	1,093	1,048	1,029
	びん	1,914	1,827	1,776	1,960	1,900	1,782	1,712	1,645	1,567
	缶	578	581	593	651	640	601	570	559	545
	ペットボトル	909	935	954	975	1,012	1,002	1,030	1,104	1,058
	プラスチック	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223	4,045	3,907	3,939	3,830
	牛乳パック	24	25	25	24	23	21	20	19	18
	小型家電	3.0	4.0	3.1	5.0	5.7	4.7	4.6	5.1	6.1
	(小 計)	18,349	18,143	17,863	18,573	17,964	17,281	16,517	16,378	15,894
収集量 合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)		56,186	56,335	57,738	59,352	58,831	57,527	55,782	55,368	54,384
集団回収 (G)	古紙類	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870	2,723	2,604	2,215	1,800
	古布類	278	280	304	277	277	267	282	247	193
	ビン	116	109	106	82	71	66	64	60	60
	カン(スチール)	29	27	29	32	32	31	32	31	24
	カン(アルミ)	90	89	91	98	99	94	91	87	70
	牛乳パック	17	16	16	16	16	17	16	16	14
	(小 計)	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,198	3,089	2,656	2,161
総資源物量 (H)=(D)+(E)+(G)		22,683	22,319	21,960	22,539	21,805	20,916	20,023	19,433	18,446
総ごみ量 (I)=(F)+(G)		60,158	60,146	61,393	62,859	62,196	60,725	58,871	58,024	56,546

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

資料 2 市民 1 人 1 日あたりごみ量・資源回収量の推移

単位:g/人日

	年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2024)
可燃ごみ (A)	家庭系	314.3	310.2	316.7	326.9	321.0	312.5	302.1	298.8	295.0
	事業系・不定期	72.8	74.7	81.9	78.0	85.4	88.9	90.0	90.9	88.8
	(小 計)	387.2	384.9	398.6	404.9	406.4	401.4	392.1	389.7	383.8
不燃ごみ等 (B)	不燃ごみ	40.4	40.4	39.0	42.1	38.7	35.6	33.8	33.6	31.8
	有害ごみ	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
	(小 計)	41.4	41.5	40.0	43.2	39.7	36.5	34.7	34.5	32.7
粗大ごみ (C)	可燃性粗大ごみ	10.5	10.3	11.8	11.9	13.3	14.0	13.0	13.2	13.8
	不燃性粗大ごみ	3.7	4.6	4.4	4.8	5.0	4.9	4.6	3.8	3.0
	粗大資源(D)	4.3	4.3	5.1	5.3	5.5	5.0	4.8	4.6	4.4
	(小 計)	18.4	19.1	21.3	22.0	23.8	24.0	22.4	21.6	21.3
資源物 (E)	古紙類	112.5	108.3	105.1	107.5	102.0	99.3	93.6	92.2	89.2
	古布類	13.5	13.5	14.0	15.9	14.9	13.5	12.5	12.0	11.7
	びん	22.6	21.3	20.5	22.6	21.8	20.5	19.6	18.8	17.8
	缶	6.8	6.8	6.8	7.5	7.4	6.9	6.5	6.4	6.2
	ペットボトル	10.7	10.9	11.0	11.2	11.6	11.5	11.8	12.6	12.0
	プラスチック	50.3	50.5	48.2	49.0	48.6	46.4	44.7	45.0	43.6
	牛乳パック	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	小型家電	0.04	0.05	0.04	0.06	0.07	0.05	0.05	0.06	0.07
	(小 計)	216.8	211.6	206.0	214.1	206.5	198.3	189.0	187.3	180.8
収集量 合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)		663.8	657.1	666.0	684.3	676.3	660.2	638.2	633.2	618.5
集団回収 (G)	古紙類	40.7	38.4	35.9	34.6	33.0	31.3	29.8	25.3	20.5
	古布類	3.3	3.3	3.5	3.2	3.2	3.1	3.2	2.8	2.2
	ビン	1.4	1.3	1.2	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
	カン(スチール)	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	カン(アルミ)	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8
	牛乳パック	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	(小 計)	46.9	44.5	42.2	40.4	38.7	36.7	35.3	30.4	24.6
総資源物量 (H)=(D)+(E)+(G)		268.0	260.4	253.3	259.8	250.7	240.0	229.1	222.2	209.8
総ごみ量 (I)=(F)+(G)		710.7	701.6	708.1	724.7	715.0	696.9	673.5	663.5	643.1

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

(2) ごみ処理・資源化施設

①調布市クリーンセンター

調布市クリーンセンターは、粗大ごみ・古紙類・缶・びんの受入、選別、積替え及び汲取りし尿の下水道投入を行う施設です。

資料 3 調布市クリーンセンター施設概要

建築物の用途	資源化施設（リサイクルセンター スtockヤード等）	
敷地面積	5,914,37 m ²	
施設の稼働	平成 31（2019）年 4 月	
作業棟	構造	鉄骨造 地上 2 階建て
	建築面積	2,517.00 m ² （内、ひさし面積 273.00 m ² ）
	延べ面積	2,453.00 m ²
	最高高さ	9.80m
管理棟	構造	鉄骨造 地上 2 階建て
	建築面積	698.05 m ² （内、ひさし面積 78.40 m ² ）
	延べ面積	1,239.30 m ²



②ふじみ衛生組合

調布市・三鷹市で構成するふじみ衛生組合は、可燃ごみの焼却処理を行うクリーンプラザふじみと、不燃ごみ・粗大ごみの破砕処理やペットボトル・容器包装プラスチックの選別処理を行うリサイクルセンターを運営しています。

資料 4 ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ 施設概要

所在地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30
敷地面積	26,288.52 m ²
竣工	平成 25（2013）年 3 月
処理能力	288 t / 日（144 t / 日 × 2 炉）
発電能力	9,700kW(最大)

なお、リサイクルセンターは令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度の間、老朽化に伴う建替工事を行っています。

資料 5 ふじみ衛生組合リサイクルセンター施設概要

所在地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30
竣工・建築面積	(建替中)
処理能力	



クリーンプラザふじみ



リサイクルセンター中央棟

③東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設

東京たま広域資源循環組合では、多摩地域（25 市 1 町）の清掃工場から排出される焼却残さをセメントの原料としてリサイクルする事業を行っています。これにより、本市は埋立処分量ゼロを維持しています。

資料 6 東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地（二ツ塚処分場内）
面積	施設用地面積約 4.6ha（二ツ塚処分場全体面積 約 59.1ha）
施設規模	焼却残さ等の処理量 約 300 トン（日平均） エコセメント生産量 約 430 トン（日平均）
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ他
施設の稼働	平成 18（2006）年 7 月



東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設

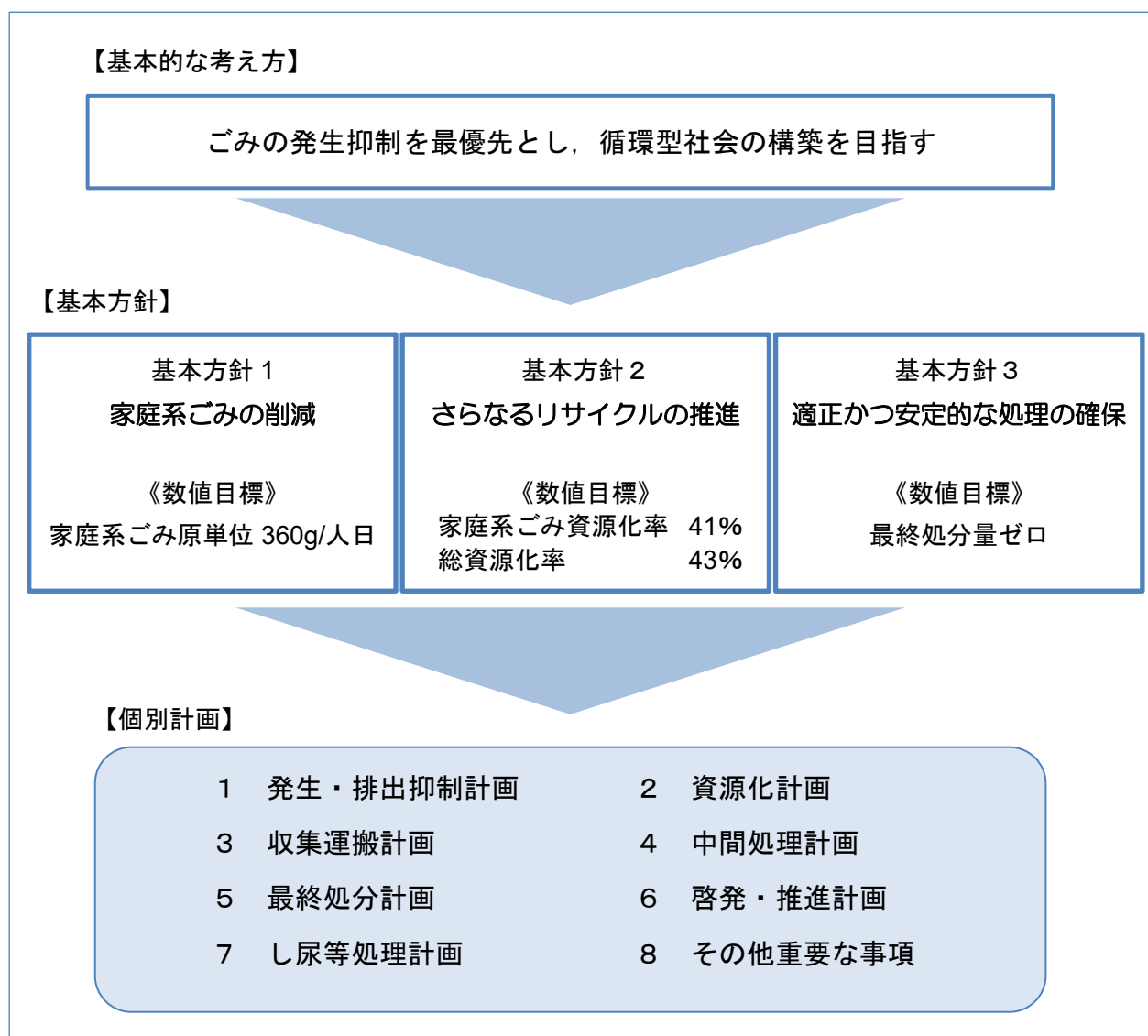
2 前回計画の進捗状況

(1) 前回の調布市一般廃棄物処理基本計画の概要

前回の調布市一般廃棄物処理基本計画（平成 25（2013）年度～令和 4（2022）年度）は、「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」ことを基本的な考え方とし、3 つの基本方針と 8 つの個別計画から成り立っていました。

また、基本方針ごとの令和 4（2022）年度目標として、「家庭系ごみ原単位」（市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量）、「資源化率」（家庭系ごみ資源化率と総資源化率）、「最終処分量」の 3 つの数値目標を立てています。

資料 7 前回の調布市一般廃棄物処理基本計画の概要



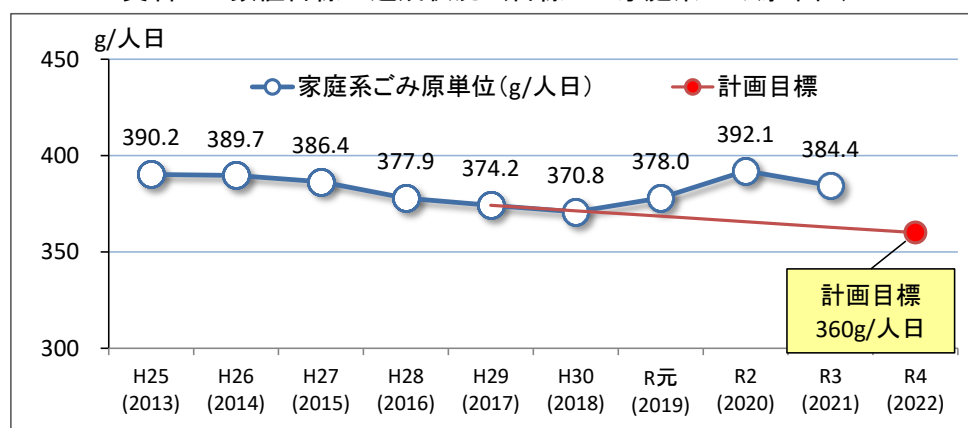
以下に、前基本計画の数値目標の達成状況と、個別計画の実施状況について整理します。

(2) 数値目標の達成状況

①目標 1 家庭系ごみ原単位

家庭系ごみ原単位は、平成 30 年度までは順調に減少していましたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和 2（2020）年度はコロナ禍の影響を受け大幅に増加しました。令和 3 年度に再び減少に転じましたが、令和 4（2022）年度計画目標（360g/人日）は未達成となる見込みです。

資料 8 数値目標の達成状況（目標 1 家庭系ごみ原単位）

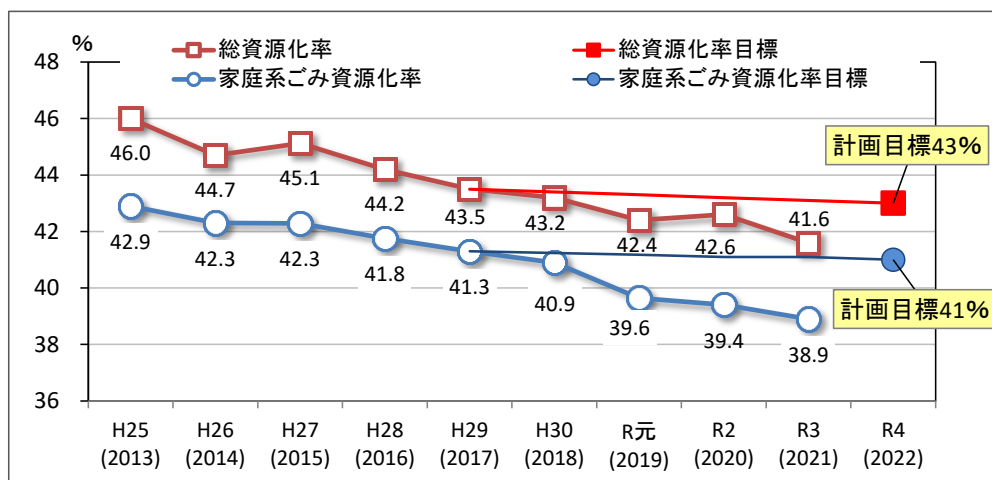


$$\text{家庭系ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ排出量（可燃，不燃，粗大，有害）}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

②目標 2 資源化率（家庭系ごみ資源化率、総資源化率）

「家庭系ごみ資源化率」「総資源化率」は一貫して減少傾向にあります。令和元年度以降、新聞や雑誌などの古紙回収量が予測を上回って減少しており、令和 4（2022）年度計画目標は未達成となる見込みです。

資料 9 数値目標の達成状況（目標 2 家庭系ごみ原単位）



$$\text{家庭系ごみ資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量} - \text{事業系ごみ量}}$$

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量}}$$

③目標 3 最終処分量

最終処分量は、平成 25（2013）年度以降ゼロを維持しています。

(3) 個別計画の実施状況

個別計画の実施状況と評価、課題を下表に整理します。

資料 10 前基本計画の個別計画の進捗状況

評価 A：達成できた。 B：ほぼ達成できた。 C：改善、見直しが必要

1 発生・排出抑制計画			
施策項目	①リユース（再使用）の取組強化 ②事業者による自主回収の強化 ③家庭系ごみの減量策の強化 ④事業系ごみの減量策の強化	評価	B
進捗状況	○リユースの取組として、利再来留（りさいくる）館の運営やリユース食器の提供を実施しました。 ○プラスチックごみ削減に向けては、令和 2（2020）年度より「CHOFU プラスチック・スマートアクション」を立ち上げ、市としての率先行動を促進するとともに、市民・事業者にプラスチックごみの発生抑制等を呼びかけました。 ○事業系ごみは増加傾向にあり、コロナ禍の影響で令和 2（2020）年度は減少しましたが、令和 3（2021）年度に増加に転じています。 ○家庭系ごみの発生抑制を促進するため、調布市ごみアプリの導入、ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、HP等の各種媒体の活用により広報・PRを実施しました。 ○生ごみについては、生ごみ処理機購入費助成制度や水切りネットの利用促進により、減量の働きかけを行いました。		
課題	○利再来留館を活用しつつ、引き続き市民がリユースを身近に体験する機会を増やす取組を展開する必要があります。 ○家庭ごみに相当量含まれる、食品ロスやプラスチックごみの発生抑制を引き続き進める必要があります。 ○商品やサービスを提供する事業者においても、省資源化や自主的な回収などをビジネスに組み込むよう促していく必要があります。		
2 資源化計画			
施策項目	①事業者に対する自己処理責任の明確化 ②分別の徹底 ③資源回収の継続 ④資源物の持ち去り対策	評価	B

進捗状況	○本市の資源化率は全国的にも高い水準にあります。ただし古紙類やプラスチック類など細かい部分で分別の不徹底が見られます。 ○組成分析調査結果を細分化し、分別・排出の課題を精査しました。 ○事業系ごみは令和 2（2020）年度を除き増加傾向にあります。 ○集団回収の登録団体構成員の高齢化等により、団体数及び回収量の減少は避けられない状況にあります。		
課題	○分別徹底方策を継続的に進める必要があります。 ○中小事業者を中心に事業系ごみの適正排出・資源化推進を推進する必要があります。 ○プラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチックごみ（製品プラ・容器包装プラ）の分別収集・リサイクルのあり方を検討する必要があります。 ○集団回収の維持のため、社会状況に応じた回収方法を検討する必要があります。 ○企業による自主回収を市民が活用するよう促していくことが必要です。		
3 収集運搬計画			
施策項目	①収集・運搬体制の維持 ②ごみ排出に係る管理・指導の強化	評価	A
進捗状況	○コロナ禍による影響があったものの、現行収集・運搬体制を維持し、ごみ・資源の円滑な収集運搬を実施しました。 ○促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等と連携した排出指導を実施しました。		
課題	○効率的な収集・運搬体制を維持しつつ、ふれあい収集等の行政サービスの充実を図る必要があります。 ○集合住宅の管理者など、関係者と連携したごみ排出管理・指導を引き続き維持していく必要があります。		
4 中間処理計画			
施策項目	①中間処理システムの維持 ②資源化施設の整備	評価	A
進捗状況	○ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携し、ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎選別等の中間処理システムを維持しました。 ○廃棄物再利用等促進審議会を中心に、枝・草・葉の資源化などについて検討しました。 ○平成 31（2019）年 4 月に調布市クリーンセンターが稼働しました。		

課題	○ふじみ衛生組合リサイクルセンターは老朽化しており、令和 9（2027）年度に更新する予定です。更新に合わせ、プラスチック類などさらなる資源化の推進を検討する必要があります。 ○生ごみや枝・草・葉といった有機性資源のリサイクルのあり方を検討する必要があります。		
5 最終処分計画			
施策項目	①エコセメント化施設の利用 ②リサイクル施設からの処理 ^{さんさ} 残渣の資源化	評価	A
進捗状況	○東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化事業により、調布市の最終処分量ゼロを維持しました。 ○ふじみ衛生組合リサイクルセンターで発生するプラ処理残さは焼却処理・エネルギー回収を行いました。		
課題	○エコセメント化施設は老朽化に伴い一部更新が予定されており、東京たま広域資源循環組合に協力しつつ、現行の埋立処分量ゼロを維持していく必要があります。		
6 啓発・推進計画			
施策項目	①無関心層等に対する取組の強化 ②環境教育・学習の強化 ③的を絞った普及啓発 ④行動の支援策の実施 ⑤協働による各種取組の実践 ⑥情報発信の調査・研究	評価	B
進捗状況	○各種イベント、広報誌「ザ・リサイクル」等の媒体、調布市ごみアプリ等を通じ、情報発信と普及啓発を実施しました。 ○廃棄物再利用等促進審議会、廃棄物減量及び再利用促進員制度を中心に、各主体との連携・協働を図りましたが、新たな仕組みづくりには至っていません。		
課題	○効果的な情報発信、普及啓発を引き続き推進していく必要があります。 ○環境教育の面でも子どもに向けた効果的な教育機会を引き続き提供していく必要があります。 ○事業者との連携を促進するため、「ごみ減量・リサイクル協力店」、「調布エコ・オフィス」といった制度の拡充・見直しが必要です。 ○食品ロスやプラスチックの削減、環境教育、分別の徹底など、取組課題に応じ、市民・市民団体や事業者・事業者団体、教育機関などとの連携・協働を進めていく必要があります。		

7 し尿処理計画			
施策項目	①し尿等の確実な処理 ②災害時の対応	評価	A
進捗状況	○下水道未接続者やイベント等に使用される仮設トイレのし尿の安定した収集を行いました。 ○災害時のし尿・処理方法・体制等について、調布市災害廃棄物処理マニュアルを策定しました。		
課題	○下水道未接続者に対する接続の働きかけを継続する必要があります。 ○災害時のし尿の処理方法・処理体制を引き続き整備していく必要があります。		
8 その他重要な事項			
施策項目	①一般廃棄物処理基本計画の進捗確認 ②収集・処理できない廃棄物への対応 ③不法投棄の撲滅 ④ごみ処理コストの削減 ⑤災害時における廃棄物処理の対応 ⑥環境負荷の低減 ⑦ごみ減量・リサイクルによる成果の可視化	評価	B
進捗状況	○毎年度の実施計画に基づき、基本計画の進捗管理を行いました。ごみ減量目標の達成に向け「ごみダイエット注意報」で市民への呼びかけを行いました。 ○車両火災につながる充電式電池の増加などに対応し、有害ごみへの排出徹底を呼びかけました。 ○海洋プラごみ問題に関する普及啓発活動を実施しました。 ○プラスチックごみ削減に向け、「CHOFU プラスチック・スマートアクション」で市の率先実行や市民・事業者への呼びかけを行いました。		
課題	○処理困難物への対応や不法投棄対策を引き続き進める必要があります。 ○持続可能な社会形成に向け、市では令和3（2021）年に「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、一般廃棄物処理の分野においても温室効果ガス削減に向けた取組が一層求められています。 ○災害時の対応については、東京都災害廃棄物処理計画と整合を取りつつ国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。		

3 ごみ量推計・目標設定資料

(1) 計画目標設定の考え方

本計画の目標は、以下の考え方により設定しました。

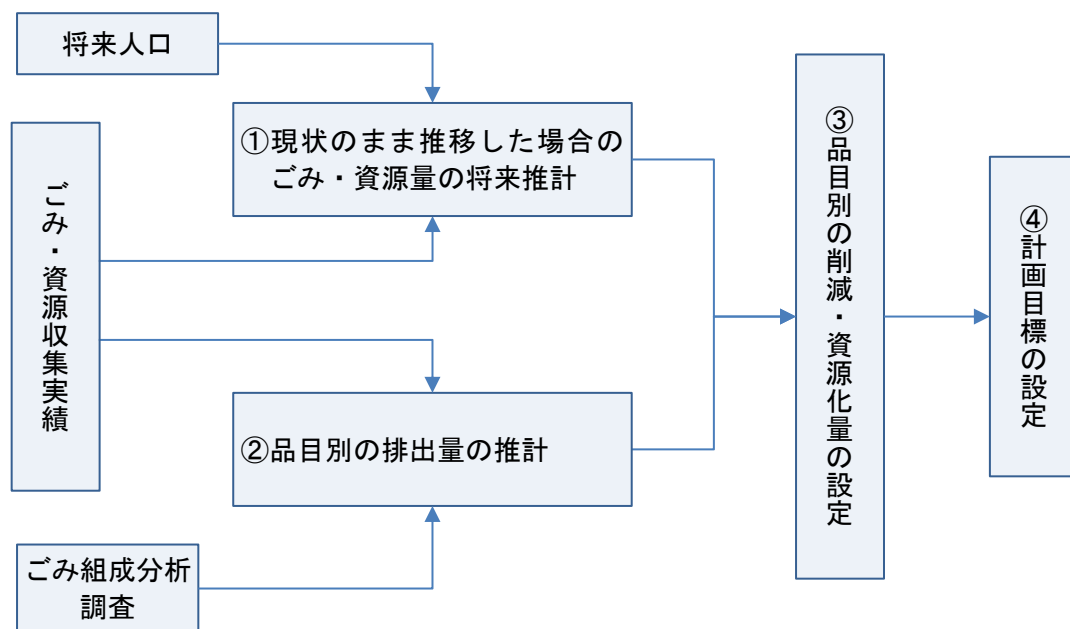
資料 11 計画目標設定の考え方

計画目標	考え方	目標算定方法
計画目標 1 総ごみ原単位	ごみの 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でリデュース（発生・排出抑制）が最も優先されます。そこで、家庭系の可燃・不燃・粗大ごみだけではなく、資源物や事業系ごみも含めた総ごみ量を抑制することを目標とします。 人口変動の影響を除くため、市民 1 人 1 日あたりの総ごみ原単位（※）を指標とします。 ※総ごみ原単位 $= \frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$	《家庭系ごみ》 生ごみの水切り、使い捨てプラスチック類の抑制など、家庭ごみのあらゆる品目が排出抑制の対象となりますが、算定にあたっては重点的取組に掲げた食品ロスに着目し、削減目標を設定します。 《事業系可燃ごみ》 事業系可燃ごみは、業種や規模により排出量・質が多様であるため、適正排出や分別徹底の指導強化等により、事業系可燃ごみ全体の伸び率を抑制する目標を設定します。
計画目標 2 CO ₂ 削減量	ゼロカーボン都市を目指す観点から、ごみ処理事業に伴う CO₂ 削減をめざします。ごみ処理事業による CO₂ の排出のほとんどはプラスチックの焼却処理によるものです。そこで、プラスチックの排出抑制・資源化をさらに進めることを目指します。 合わせて雑がみをはじめとする古紙類の分別徹底も進め、ごみ焼却量全体を削減します。	容器包装プラスチックは現状、約 60%が資源に分別されており、今後ともその水準を維持します。加えて、製品プラスチックの資源化を開始するとともに、容器包装プラスチックと同様に全体排出量の 6 割が資源として分別されるものとします。これらの達成に加え、プラスチック類の発生・排出抑制を推進することで、令和 12（2030）年度に焼却処理されるプラスチック類及び CO₂ 削減量を令和 3（2021）年度と比較して、35%減とする削減目標を設定します。
計画目標 3 最終処分量	平成 4（1992）年度の谷戸沢処分場の供用開始以来、本市をはじめとする多摩地域 25 市 1 町が日の出町にある最終処分場にごみの埋立を依存してきたという経緯を踏まえ、エコセメント事業の安定的な運用による最終処分量ゼロを継続することを目標とします。	—

(2) 目標値の算定方法

目標値の算定の流れは下図のフロー（資料 12）に示すとおりです。

資料 12 目標値の算定方法



①現状のまま推移した場合のごみ・資源量の将来推計

現状のまま推移した場合のごみ・資源量の将来推計は、現在行っている取組が将来も続くと仮定して、過去の実績からごみや資源の量がどのように変化するかを推計するものです。推計は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月 環境省）」に示す方法に準じて行いました。

【家庭系ごみ・資源】

家庭系ごみ・資源については、可燃・不燃・粗大のごみの分別ごと、集団回収も含む資源の品目ごとに、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 1 人 1 日あたりの排出量（原単位）の実績値をもとに最小二乗法による当てはめにより算出した資料 13 のトレンド推計式の中からよく当てはまる式を選びました。

さらに、推計した将来の 1 人 1 日あたりごみ量に、将来人口（資料 14）を乗じて年間量を算定しました。

【事業系可燃ごみ】

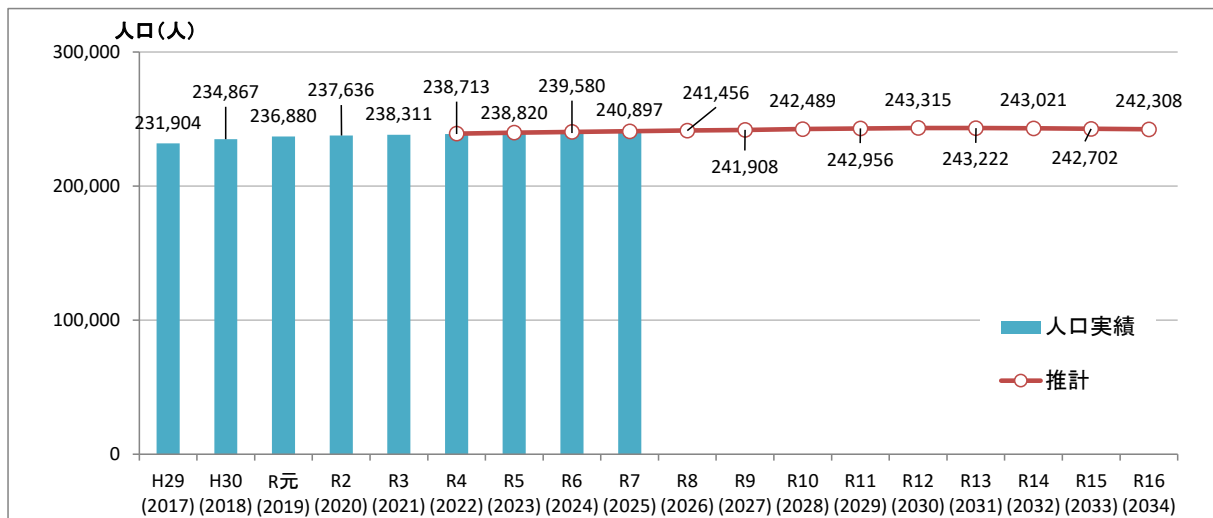
平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの事業系可燃ごみ年間排出量実績値をもとに、資料 13 のトレンド推計式の中から分数式による推計を採用しました。

資料 13 トレンド推計の推計式（最小二乗法による当てはめ）

推計式の名称	式	特徴
直線式（線形式）	$y=ax+b$	一定数ずつ直線的に増加（減少）する式
対数式	$y=a \cdot \log(x)+b$	増加（減少）傾向が徐々に穏やかになっていく式
指数式	$y=a \cdot b^x$	増加（減少）傾向が徐々に増加していく式
分数式	$y=a/(x-b)+c$	一定の値（漸近線）に近づいていく式
べき乗式	$y=a \cdot x^b$	増加（減少）傾向が徐々に増加していく式

y ：推計値 x ：年度 $a \cdot b \cdot c$ ：定数

資料 14 人口推計



資料：「調布市の将来人口推計」（令和 8 年 3 月）

推計結果の概要を資料 15、資料 16 に示します。

家庭系ごみについては、1 人 1 日あたりのごみ量、資源物は減少傾向です。

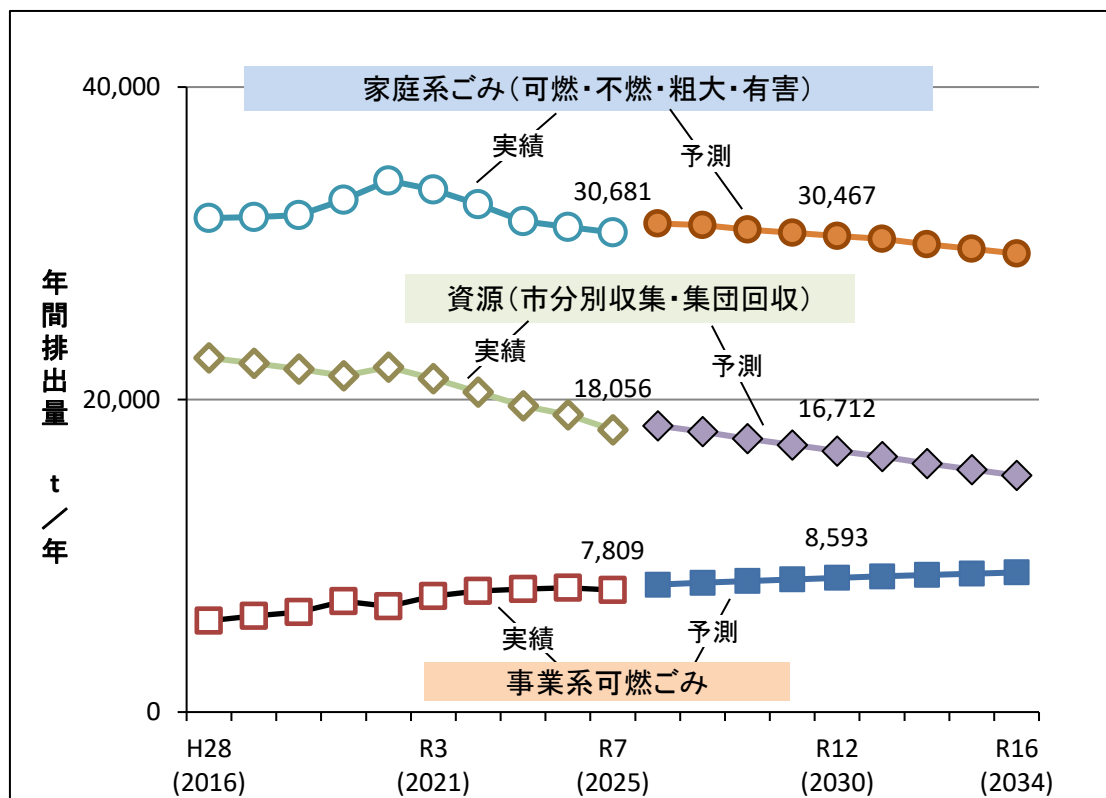
また、事業系の可燃ごみについては、過去の増加傾向が今後も続くことから、令和 12（2030）年度までに現状（令和 3（2021）年度）より 10%ほど増加することが予測しました。

なお、中間処理量も含めた推計結果の詳細を資料 17 に示します。

資料 15 年間ごみ量・資源物量の推計結果

年度	年間排出量							家庭系ごみ 原単位 g/人日		総ごみ排出 原単位 g/人日	
	家庭系ごみ排出量 t/年		資源物排出量 t/年		事業系可燃ごみ量 t/年		総ごみ量 t/年	実績	予測	実績	予測
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績				
H28	31,619		22,670		5,841		60,130	378.0		718.7	
H29	31,673		22,321		6,164		60,158	374.2		710.7	
H30	31,786		21,954		6,406		60,146	370.8		701.6	
R1	32,770		21,519		7,104		61,393	378.0		708.1	
R2	34,010		22,080		6,769		62,859	392.1		724.7	
R3	33,438		21,329		7,429		62,196	384.4		715.0	
R4	32,498		20,479		7,748		60,725	373.0		696.9	
R5	31,396		19,606		7,868		58,871	359.2		673.5	
R6	31,044		19,034		7,945		58,024	355.1		663.5	
R7	30,681		18,056		7,809		56,546	348.9		643.1	
R8		31,272		18,326		8,152	57,750		354.8		655.3
R9		31,152		17,947		8,274	57,373		351.8		648.0
R10		30,879		17,496		8,388	56,762		348.9		641.3
R11		30,679		17,100		8,494	56,272		346.0		634.6
R12		30,467		16,712		8,593	55,772		343.1		628.0
R13		30,284		16,352		8,687	55,323		340.2		621.5
R14		29,925		15,912		8,776	54,613		337.4		615.7
R15		29,638		15,524		8,860	54,022		334.6		609.8
R16		29,345		15,145		8,940	53,431		331.8		604.1

資料 16 年間ごみ量・資源物量の推計結果（グラフ）



資料 17 現状のまま推移した場合のごみ・資源収集量、中間処理量・資源化量（詳細）

項 目		年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		実績												予測			
可燃ごみ	家庭系	(1):原単位予測×人口予測	26,515	26,608	26,591	27,456	28,351	27,920	27,227	26,404	26,131	25,935	26,366	26,297	26,099	25,961	25,812
	事業系・不定期	(2):年間量予測	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429	7,748	7,868	7,945	7,809	8,152	8,274	8,388	8,494	8,593
	(小 計)	(1)+(2)	32,356	32,772	32,997	34,560	35,120	35,349	34,974	34,273	34,076	33,744	34,518	34,571	34,486	34,454	34,405
不燃ごみ等	不燃ごみ	(3):原単位予測×人口予測	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365	3,101	2,951	2,939	2,795	2,801	2,730	2,648	2,574	2,501
	有害ごみ	(4):過去6年平均原単位×人口予測	78	86	88	92	95	87	83	80	82	81	85	86	86	86	86
	(小 計)	(5)=(3)+(4)	3,567	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452	3,184	3,030	3,021	2,876	2,887	2,816	2,734	2,660	2,587
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	(6):(9)×過去5年平均内訳	843	888	882	1,023	1,031	1,159	1,224	1,138	1,158	1,217	1,208	1,219	1,224	1,231	1,236
	不燃性粗大ごみ	(7):(9)×過去5年平均内訳	334	310	393	381	420	431	427	406	336	262	379	382	384	386	388
	粗大資源	(8):(9)×過去5年平均内訳	361	362	365	441	459	476	437	417	399	391	433	437	439	441	443
資源物	(小 計)	(9):原単位予測×人口予測	1,537	1,560	1,640	1,845	1,909	2,066	2,087	1,961	1,893	1,870	2,019	2,039	2,046	2,058	2,067
	古紙類	(10):古紙原単位予測×人口予測×古紙収集比率	9,850	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869	8,650	8,181	8,060	7,842	7,848	7,585	7,295	7,032	6,775
	古布類	(11):その他資源原単位予測×人口予測×古布収集比率	1,147	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293	1,176	1,093	1,048	1,029	1,053	1,035	1,012	991	971
	びん	(12):その他資源原単位予測×人口予測×びん収集比率	1,950	1,914	1,827	1,776	1,960	1,900	1,782	1,712	1,645	1,567	1,610	1,582	1,546	1,515	1,484
	缶	(13):その他資源原単位予測×人口予測×缶収集比率	582	578	581	593	651	640	601	570	559	545	546	536	524	513	503
	ペットボトル	(14):ペットボトル原単位予測×人口予測	879	909	935	954	975	1,012	1,002	1,030	1,104	1,058	1,102	1,125	1,143	1,163	1,182
	プラスチック	(15):プラスチック原単位予測×人口予測	4,204	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223	4,045	3,907	3,939	3,830	3,920	3,905	3,873	3,852	3,831
	牛乳パック	(16):その他資源原単位予測×人口予測×紙パック収集比率	26	24	25	25	24	23	21	20	19	18	19	18	18	18	17
	小型家電	(17):その他資源原単位予測×人口予測×小型家電収集比率	2	3	4	3	5	6	5	5	5	6	5	5	5	5	5
	(小 計)	(18)=(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)	18,640	18,349	18,143	17,863	18,573	17,964	17,281	16,517	16,378	15,894	16,103	15,792	15,416	15,089	14,768
収集量		(19)=(3)+(5)+(9)+(18)	56,100	56,186	56,335	57,738	59,352	58,831	57,527	55,782	55,368	54,384	55,527	55,217	54,683	54,262	53,828
集団回収	古紙類	(20):古紙原単位予測×人口予測×古紙集団回収比率	3,508	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870	2,723	2,604	2,215	1,800	1,802	1,741	1,675	1,614	1,555
	古布類	(21):その他資源原単位予測×人口予測×古布集団回収比率	274	278	280	304	277	277	267	282	247	193	236	232	227	222	218
	ビン	(22):その他資源原単位予測×人口予測×びん集団回収比率	113	116	109	106	82	71	66	64	60	60	60	59	58	56	55
	カン(スチール)	(23):その他資源原単位予測×人口予測×缶集団回収比率	29	29	27	29	32	32	31	32	31	24	28	28	27	26	26
	カン(アルミ)	(24):その他資源原単位予測×人口予測×缶集団回収比率	89	90	89	91	98	99	94	91	87	70	82	81	79	77	76
	牛乳パック	(25):その他資源原単位予測×人口予測×紙パック集団回収比率	17	17	16	16	16	16	17	16	16	14	15	14	14	14	14
	(小 計)	(26)=(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,198	3,089	2,656	2,161	2,223	2,155	2,079	2,011	1,944
資源物+集団回収		(27)=(18)+(26)	22,670	22,321	21,954	21,519	22,080	21,329	20,479	19,606	19,034	18,056	18,326	17,947	17,496	17,100	16,712
家庭系ごみ・資源排出量		(28)=(1)+(5)+(9)+(27)	54,289	53,994	53,740	54,289	56,090	54,768	52,977	51,002	50,079	48,737	49,598	49,099	48,375	47,779	47,179
総ごみ量		(29)=(28)+(2)	60,130	60,158	60,146	61,393	62,859	62,196	60,725	58,871	58,024	56,546	57,750	57,373	56,762	56,272	55,772
総ごみ排出原単位(g/人日)		(30)=(29)÷人口÷年間人数	719	711	702	708	725	715	697	674	664	643					
家庭系ごみ資源化率(%)		(31)=(27)÷(28)	41.8%	41.3%	40.9%	39.6%	39.4%	38.9%	38.7%	38.4%	38.0%	37.0%	36.9%	36.6%	36.2%	35.8%	35.4%
焼却対象	可燃ごみ	(3)	32,356	32,772	32,997	34,560	35,120	35,349	34,974	34,273	34,076	33,744	34,518	34,571	34,486	34,454	34,405
	不燃・粗大ごみ残さ	(32)=[(3)+(9)]×不燃・粗大ごみ残さ率	3,473	3,338	3,409	3,430	3,593	3,539	3,409	3,227	3,175		3,167	3,133	3,084	3,043	3,002
	ペットボトル残さ	(33)=(14)×ペットボトル残さ率	162	184	188	174	152	161	164	169	181		181	184	187	190	194
	プラスチック残さ	(34)=(15)×プラスチック残さ率	1,608	1,688	1,783	1,376	1,486	1,513	1,455	1,406	1,417		1,410	1,405	1,394	1,386	1,378
	焼却対象計	(35)=(3)+(32)+(33)+(34)	37,598	37,982	38,377	39,540	40,351	40,562	40,003	39,074	38,848		39,276	39,293	39,151	39,074	38,979

総資源化量の算定

年度			H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
項 目			予測														
収集・資源化業者	(36)=(10)+(11)+(12)+(13)+(16)+(17)		13,557	13,185	12,883	12,728	13,347	12,729	12,234	11,580	11,335	11,006	11,081	10,761	10,400	10,074	9,755
集団回収	(26)		4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,198	3,089	2,656	2,161	2,223	2,155	2,079	2,011	1,944
容リ協	ペットボトル	(37)=(14)−(33)	717	725	747	780	823	851	838	861	923		922	941	955	972	989
	プラスチック	(38)=(15)−(34)	2,597	2,567	2,542	2,805	2,765	2,710	2,590	2,501	2,522		2,510	2,500	2,480	2,466	2,453
不燃・粗大資源化	(39)=[(3)+(9)]−(32)		1,553	1,641	1,698	1,792	1,971	1,892	1,780	1,685	1,657		1,654	1,636	1,610	1,589	1,567
焼却灰資源化	(40)=(35)×焼却残さ率		4,105	4,080	4,296	4,260	4,347	4,306	4,220	4,122	4,098		4,143	4,145	4,130	4,122	4,112
総資源化量	(41)=(36)+(26)+(37)+(38)+(39)+(40)		26,558	26,170	25,977	26,021	26,760	25,853	24,859	23,839	23,192		22,532	22,139	21,655	21,234	20,819
総資源化率(%)	(42)=(41)÷(29)		44.2%	43.5%	43.2%	42.4%	42.6%	41.6%	40.9%	40.5%	40.0%		39.0%	38.6%	38.2%	37.7%	37.3%

②品目別の排出量の推計

令和 7（2025）年度のごみ組成分析調査結果（資料 18）を用いて、令和 3（2021）年度の品目別ごみ排出量を推計します。

資料 18 令和 7（2025）年度組成分析調査結果

			燃やせるごみ	燃やせないごみ	容器包装プラスチック
可燃物	食品ロス	食べ残し	6.1%		0.1%
		未利用食品（直接廃棄）	6.9%	0.0%	0.0%
	調理くず		25.0%		0.3%
	その他可燃物	紙おむつ類	3.5%		
		リサイクルできない紙類	21.5%	0.2%	1.4%
		布類（リサイクル不可能品）	1.6%	2.0%	
		草木類	3.3%	2.1%	0.1%
		ゴム・皮革類	0.6%	2.1%	0.2%
		その他可燃物	7.5%	3.7%	0.3%
		可燃物小計	76.1%	10.1%	2.4%
不燃物	容器包装非対象プラスチック	製品プラスチック	3.6%	11.7%	11.2%
		金属複合素材類	0.2%	7.1%	0.3%
		その他の容器包装非対象プラ			
	金属類		0.2%	12.0%	0.1%
	小型家電類		0.0%	11.9%	
	その他不燃物	紙パック（アルミ付）	0.6%		0.3%
		その他不燃物	0.0%	40.4%	0.0%
	不燃物小計	4.7%	83.1%	11.9%	
資源物	古紙	包装紙・紙袋・紙箱	4.8%	0.2%	0.5%
		その他雑がみ	2.5%	0.2%	0.0%
		その他古紙	3.1%	0.0%	0.0%
		布類	0.8%		
	びん		0.0%	1.0%	0.0%
	カン		0.0%	0.0%	0.0%
	ペットボトル		0.2%		1.7%
	資源物小計		11.4%	1.4%	2.2%
	容器包装プラスチック	フィルム・袋類		4.5%	0.2%
レジ袋		0.5%	0.1%	1.4%	
食品トレイ		0.1%	0.0%	2.3%	
パック・カップ		0.9%	0.1%	30.1%	
その他ボトル		0.3%	0.5%	11.0%	
その他容器包装プラスチック		発泡緩衝材類	0.0%	0.0%	0.5%
		その他容器包装プラスチック	0.5%	2.6%	2.6%
容器包装プラスチック小計		6.8%	3.5%	83.1%	
有害物			0.0%	1.4%	0.0%
収集不適物（土・砂）					
指定ごみ袋			0.9%	0.6%	0.3%
合計			100.0%	100.0%	100.0%

令和 7（2025）年度の収集実績（可燃ごみ 25,935t、不燃ごみ 2,795t、容器包装プラスチック 3,830t）に、食品ロスや古紙類、プラスチックといった品目別の組成割合をかけると、令和 7（2025）年度の主な品目別排出量は資料 19 のとおり推計されます。

資料 19 令和 7（2025）年度品目別排出量の推計

品目	排出先 ごみに排出	資源収集(集団回収 も含む)に排出	合計
食品ロス	3,373 t (38.4g/人日)	5 t (0.1g/人日)	3,379 t (38.4g/人日)
調理くず	6,496 t (73.9g/人日)	11 t (0.1g/人日)	6,507 t (74.0g/人日)
草木類	925 t (10.5g/人日)	3 t (0.0g/人日)	928 t (10.6g/人日)
古紙類	2,701 t (30.7g/人日)	9,662 t (109.9g/人日)	12,364 t (140.6g/人日)
容器包装プラスチック	1,873 t (21.3g/人日)	3,183 t (36.2g/人日)	5,055 t (57.5g/人日)
製品プラスチック	1,269 t (14.4g/人日)	429 t (4.9g/人日)	1,698 t (19.3g/人日)
その他	14,043 t (159.7g/人日)	4,763 t (54.2g/人日)	18,806 t (213.9g/人日)
合計	30,681 t (348.9g/人日)	18,056 t (205.3g/人日)	48,737 t (554.3g/人日)

例えば、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの量は約 3,379 トンで、ほとんどが可燃ごみに排出されています。

一方、容器包装プラスチックは 5,055 トン排出されており、その内の 3,183 トンが「容器包装プラスチック」に出されています。

製品プラスチック 1,698 トンが排出されており、その内の 1,269 トンが可燃ごみや不燃ごみに出されています。残りは「容器包装プラスチック」に混入しています。

また、古紙類の年間排出量は 12,364 トンで、9,662 トンは資源収集や集団回収に出されています。ごみ（主に可燃ごみ）には 2,701 トンが排出されており、その多くが「雑がみ」類です。

③品目別の削減・資源化量の設定

重点的な取組を進める品目を中心に、下表のように削減・資源化目標の設定を行いました。

資料 20 品目別の目標設定の考え方

品目	令和 12 年度における目標設定の考え方
食品ロス	国や東京都の目標（2030 年度までに食品ロス量を 2000 年度の 50% 減）に準じて設定しました。 本市の平成 12（2000）年度の食品ロス量のデータはありませんので、令和 3（2021）年度を起点にすると、「令和 12（2030）年度に令和 3（2021）年度の 18%減」となります。 【中間年度における時点修正：上記の考え方を維持します】
プラスチック	市民や事業者における、プラスチック使用製品や使い捨てプラスチックの発生・排出抑制を推進します。また、容器包装プラスチックは現状、57.9%が資源に分別されていますが、これを 6 割に高めることとします。令和 12 年度までには製品プラスチックの資源化も新たに開始することを目指し、これも全体排出量の 6 割が資源に分別されるものとします。これらが達成されることにより、令和 12（2030）年度に焼却処理されるプラスチックごみが、令和 3（2021）年度と比較して約 3/4（25%減）となり、焼却に伴う CO₂ 排出量も約 3/4 となります。 【中間年度における時点修正：上記の考え方を維持しつつ、ごみ量推計の見直しにより可燃ごみの減少が見込まれることから、焼却処理されるプラスチックごみの量を令和 3 年度と比較して 35%削減することを目指します。】
古紙類	令和 3（2021）年度推計で古紙類の排出量の 82.4%が資源として分別されていますが、雑がみを中心に分別を徹底し 85%に引き上げることを目標とします。（数字には表れませんが、品質の向上も同時に目指します。） 【中間年度における時点修正：上記の考え方を維持します】
事業系可燃	現状のままでは、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度の伸びは約 10%（7,429 トンから 8,159 トンに増加）になることが予想されます。許可業者収集による事業系可燃ごみの中身（品目別の内訳）はデータがありませんが、大規模建築物に対する指導の強化や、関係団体との協力による普及、啓発などで事業系ごみの排出抑制・資源化を図り、令和 12（2030）年度までの事業系可燃ごみの伸び率を半分の約 5%に抑えることを目標としました。 伸び率を約 5%に抑制することにより、令和 12（2030）年度の事業系ごみ可燃ごみ排出量は現状のまま推移した場合の 8,159 トン（資料 16）から 4.5%減の 7,790 トン（資料 21）となります。 一方、家庭系可燃ごみの令和 12（2030）年度排出量は、上記の食品ロス・プラスチック・古紙類の削減を進めることにより、現状のまま推移した場合の 27,830 トン（資料 16）から 3.6%減の 26,822 トン（資料 20）に削減されます。 【中間年度における時点修正：上記の考え方を維持します】

④計画目標の設定

ごみの内訳が現状のまま推移するものと仮定し、令和 12（2030）年度において資料 20 に示した品目別の削減・資源化目標が達成された場合のごみ量、資源化量を算定しました。各年度の詳細表を資料 21 に示します。

資料 21 令和 12 年度目標を達成した場合の各年度ごみ量、資源化量（詳細）

			t/年															
項 目		年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
			実績											予測				
可燃ごみ	家庭系	(1):原単位目標×人口予測	26,515	26,608	26,591	27,456	28,351	27,920	27,227	26,404	26,131	25,935	25,993	26,110	26,099	25,500	24,888	
	事業系・不定期	(2):年間量目標	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429	7,748	7,868	7,945	7,809	7,805	7,801	7,797	7,794	7,790	
	(小 計)	(1)+(2)	32,356	32,772	32,997	34,560	35,120	35,349	34,974	34,273	34,076	33,744	33,798	33,911	33,896	33,294	32,678	
不燃ごみ等	不燃ごみ	(3):原単位目標×人口予測	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365	3,101	2,951	2,939	2,795	2,747	2,670	2,648	2,511	2,372	
	有害ごみ	(4):過去6年平均原単位×人口予測	78	86	88	92	95	87	83	80	82	81	85	86	86	86	86	
	(小 計)	(5)=(3)+(4)	3,567	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452	3,184	3,030	3,021	2,876	2,832	2,755	2,734	2,597	2,458	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	(6):(9)×過去6年平均内訳	843	888	882	1,023	1,031	1,159	1,224	1,138	1,158	1,217	1,208	1,219	1,224	1,231	1,236	
	不燃性粗大ごみ	(7):(9)×過去6年平均内訳	334	310	393	381	420	431	427	406	336	262	379	382	384	386	388	
	粗大資源	(8):(9)×過去6年平均内訳	361	362	365	441	459	476	437	417	399	391	433	437	439	441	443	
	(小 計)	(9):原単位目標×人口予測	1,537	1,560	1,640	1,845	1,909	2,066	2,087	1,961	1,893	1,870	2,019	2,039	2,046	2,058	2,067	
	古紙類	(10):古紙原単位目標×人口予測×古紙収集比率	9,850	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869	8,650	8,181	8,060	7,842	7,715	7,549	7,407	7,171	6,931	
	古布類	(11):その他資源原単位目標×人口予測×古布収集比率	1,147	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293	1,176	1,093	1,048	1,029	1,053	1,035	1,012	991	971	
資源物	びん	(12):その他資源原単位目標×人口予測×びん収集比率	1,950	1,914	1,827	1,776	1,960	1,900	1,782	1,712	1,645	1,567	1,610	1,582	1,546	1,515	1,484	
	缶	(13):その他資源原単位目標×人口予測×缶収集比率	582	578	581	593	651	640	601	570	559	545	546	536	524	513	503	
	ペットボトル	(14):ペットボトル原単位目標×人口予測	879	909	935	954	975	1,012	1,002	1,030	1,104	1,058	1,102	1,125	1,143	1,163	1,182	
	プラスチック	(15):プラスチック原単位目標×人口予測	4,204	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223	4,045	3,907	3,939	3,830	3,920	3,905	4,499	4,452	4,402	
	牛乳パック	(16):その他資源原単位目標×人口予測×紙パック収集比率	26	24	25	25	24	23	21	20	19	18	19	18	18	18	17	
	小型家電	(17):その他資源原単位目標×人口予測×小型家電収集比率	2	3	4	3	5	6	5	5	5	6	5	5	5	5	5	
	(小 計)	(18)=(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)	18,640	18,349	18,143	17,863	18,573	17,964	17,281	16,517	16,378	15,894	15,970	15,755	16,153	15,828	15,495	
	収分量	(19)=(3)+(5)+(9)+(18)	56,100	56,186	56,335	57,738	59,352	58,831	57,527	55,782	55,368	54,384	54,619	54,460	54,830	53,776	52,698	
	集団回収	古紙類	(20):古紙原単位目標×人口予測×古紙集団回収比率	3,508	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870	2,723	2,604	2,215	1,800	1,771	1,733	1,700	1,646	1,591
		古布類	(21):その他資源原単位目標×人口予測×古布集団回収比率	274	278	280	304	277	277	267	282	247	193	236	232	227	222	218
ビン		(22):その他資源原単位目標×人口予測×びん集団回収比率	113	116	109	106	82	71	66	64	60	60	60	59	58	56	55	
カン(スチール)		(23):その他資源原単位目標×人口予測×缶集団回収比率	29	29	27	29	32	32	31	32	31	24	28	28	27	26	26	
カン(アルミ)		(24):その他資源原単位目標×人口予測×缶集団回収比率	89	90	89	91	98	99	94	91	87	70	82	81	79	77	76	
牛乳パック		(25):その他資源原単位目標×人口予測×紙パック集団回収比率	17	17	16	16	16	16	17	16	16	14	15	14	14	14	14	
(小 計)		(26)=(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,198	3,089	2,856	2,161	2,193	2,147	2,105	2,043	1,979	
資源物+集団回収		(27)=(18)+(26)	22,670	22,321	21,954	21,519	22,080	21,329	20,479	19,606	19,034	18,056	18,163	17,902	18,259	17,870	17,474	
家庭系ごみ・資源排出量		(28)=(1)+(5)+(9)+(27)	54,289	53,994	53,740	54,289	56,090	54,768	52,977	51,002	50,079	48,737	49,007	48,806	49,138	48,025	46,888	
総ごみ量		(29)=(28)+(2)	60,130	60,158	60,146	61,393	62,859	62,196	60,725	58,871	58,024	56,546	56,812	56,607	56,935	55,819	54,678	
総ごみ排出原単位(g/人日)		(30)=(29)÷人口÷年間人数	719	711	702	708	725	715	697	674	664	643	645	639	643	629	616	
家庭系ごみ資源化率(%)		(31)=(27)÷(28)	41.8%	41.3%	40.9%	39.6%	39.4%	38.9%	38.7%	38.4%	38.0%	37.0%	37.1%	36.7%	37.2%	37.2%	37.3%	
焼却対象	可燃ごみ	(3)	32,356	32,772	32,997	34,560	35,120	35,349	34,974	34,273	34,076	33,744	33,798	33,911	33,896	33,294	32,678	
	不燃・粗大ごみ残さ	(32)=[(3)+(9)]×不燃・粗大ごみ残さ率	3,473	3,338	3,409	3,430	3,593	3,539	3,447	3,273	3,197		3,131	3,093	3,084	3,002	2,917	
	ペットボトル残さ	(33)=(14)×ペットボトル残さ率	162	184	188	174	152	161	158	169	627		181	184	187	190	194	
	プラスチック残さ	(34)=(15)×プラスチック残さ率	1,608	1,688	1,783	1,376	1,486	1,513	1,516	1,513	3,111		1,410	1,405	900	890	880	
	焼却対象計	(35)=(3)+(32)+(33)+(34)	37,598	37,982	38,377	39,540	40,351	40,562	40,095	39,227	41,012	41,813	38,520	38,594	38,067	37,376	36,669	

総資源化量の算定

			年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
項 目				予 測															
収集・資源化業者				(36)=(10)+(11)+(12)+(13)+(16)+(17)	13,557	13,185	12,883	12,728	13,347	12,729	12,234	11,580	11,335	11,006	10,948	10,725	10,512	10,213	9,910
集団回収				(26)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,198	3,089	2,656	2,161	2,193	2,147	2,105	2,043	1,979
容リ協	ペットボトル			(37)=(14)-(33)	717	725	747	780	823	851	844	861	477		922	941	955	972	989
	プラスチック			(38)=(15)-(34)	2,597	2,567	2,542	2,805	2,765	2,710	2,530	2,394	828		2,510	2,500	3,599	3,561	3,522
不燃・粗大資源化				(39)=[(3)+(9)]-(32)	1,553	1,641	1,698	1,792	1,971	1,892	1,741	1,638	1,634		1,635	1,615	1,610	1,567	1,523
焼却灰資源化				(40)=(35)×焼却残さ率	4,105	4,080	4,296	4,260	4,347	4,306	4,230	4,138	4,326		4,063	4,071	4,016	3,943	3,868
総資源化量				(41)=(36)+(26)+(37)+(38)+(39)+(40)	26,558	26,170	25,977	26,021	26,760	25,853	24,776	23,702	21,257		22,270	21,999	22,798	22,299	21,791
総資源化率(%)				(42)=(41)÷(29)	44.2%	43.5%	43.2%	42.4%	42.6%	41.6%	40.8%	40.3%	36.6%		39.2%	38.9%	40.0%	39.9%	39.9%

資料 21 より、令和 12（2030）年度における計画目標、その他の指標を整理したものが下表、資料 22 となります。

資料 22 計画目標及びその他の指標

指標		令和3(2021) 年度実績	令和7(2025) 年度実績	令和12(2030)年度(目標)	
				目標値	令和3(2021)年度 との比較
計画目標	総ごみ原単位	715g/人日	643g/人日	616g/人日	-99g/人日 (-13.9%)
	焼却に伴うCO ₂ 発生量	11,666 t		7,582 t	-4,083 t (-35.0%)
その他の 指標	家庭系ごみ原単位	384g/人日	349g/人日	331g/人日	-53g/人日 (-13.8%)
	総資源化率	41.6%		39.9%	-1.7%

なお、焼却処理に伴う CO₂ 排出量は、資料 23 のとおり、令和 3（2021）年度と令和 12（2030）年度のごみ焼却量、プラスチック焼却量に排出係数、温暖化係数をかけて算出しています。

資料 23 焼却処理に伴う CO₂ 排出量の算定

■令和3(2021)年度

ごみ焼却量	40,562 t (A)
家庭系プラスチック類焼却量	3,964 t (B)

温室効果ガスの種類	排出係数 t-CO ₂ /t ①	温暖化係数 ②	排出量 t-CO ₂	(計算式)
CO ₂	2.77	1	10,979	(B) × ① × ②
CH ₄	9.5×10^{-7}	25	1	(A) × ① × ②
N ₂ O	5.7×10^{-5}	298	685	(A) × ① × ②
合計			11,666	

(A): 資料21の(35) (B): 資料18のごみに排出される容器包装プラスチック、ごみ・資源に排出される製品プラスチックの合計

■令和12(2030)年度

ごみ焼却量	36,669 t (C)
家庭系プラスチック類焼却量	2,513 t (D)

温室効果ガスの種類	排出係数 t-CO ₂ /t ①	温暖化係数 ②	排出量 t-CO ₂	(計算式)
CO ₂	2.77	1	6,962	(D) × ① × ②
CH ₄	9.5×10^{-7}	25	1	(C) × ① × ②
N ₂ O	5.7×10^{-5}	298	620	(C) × ① × ②
合計			7,582	

令和3年度との 比較	▲4,083 t-CO ₂ (-35.0%)
---------------	--------------------------------------

(C): 資料21の(35) (D): 令和12年度推定プラスチック排出量－資源化される容器包装プラスチック・製品プラスチック で計算
排出係数、温暖化係数は環境省「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル算定手法編」による

計画策定の経過等

○ 調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会 協議経過

回数 (計8回)		開催日	協議内容
令和3年度	第1回	9月29日	・調布市一般廃棄物処理基本計画について ・現行の調布市一般廃棄物処理基本計画の概要について ・今後のスケジュールについて
	第2回	12月17日	・現行計画の進捗状況と課題について ・次期計画に向けた論点の整理と取組の方向性 ・調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの建議について（報告）
	第3回	3月18日	・計画期間の設定について ・取り組むべき課題と方向性の確認について ・第4回策定委員会に向けて
令和4年度	第4回	5月27日	・基本理念・基本方針について ・重点施策について ・第5回策定委員会に向けて
	第5回	8月3日	・基本理念及びスローガン(案)について ・重点施策の方向について ・計画目標(数値目標)の設定について
	第6回	9月27日	・スローガン・計画目標について ・計画骨子案の概要について
	第7回	12月9日	・基本計画素案について ・パブリック・コメント実施スケジュールについて（報告）
	第8回	2月22日	・調布市一般廃棄物処理基本計画（案）について ・パブリック・コメント実施結果について（報告）

○調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿

要綱上の位置付	氏名	肩書
学識経験者 (委員長)	ながい すすむ 永井 進	法政大学経済学部 名誉教授
学識経験者 (副委員長)	えじり きょうこ 江尻 京子	特定非営利活動法人東京・多摩リサイクル 市民連邦 事務局長
市民代表（公募）	やまね ようへい 山根 洋平	市民
市民代表（公募）	わたなべ よしひこ 渡邊 愛彦	市民
市内大規模事業者	おか や けいじ 岡ノ谷 圭二	株式会社イトーヨーカ堂 国領店 管理統括マネージャー
市内小規模事業者	あいだ ひでとし 相田 英俊	相田文具店
市内清掃事業者	ながおか かつあき 長岡 克明	株式会社調布清掃業務部 部長
市内リサイクル事業者	さ さ き けんいち 佐々木 謙一	むさし野紙業株式会社北多摩営業所 所長
調布市廃棄物減量及び 再利用促進員	くろき いづみ 黒木 いづみ	調布市廃棄物減量及び再利用促進員
市職員	たなみ としあき 田波 利明	調布市環境部長

○任期 令和3年9月29日から一般廃棄物処理基本計画の策定の日まで

※調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱第3：委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者11人以内をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 市民代表(公募) | 2人以内 |
| (3) 市内大規模事業者 | 1人以内 |
| (4) 市内小規模事業者 | 1人以内 |
| (5) 市内清掃事業者 | 1人以内 |
| (6) 市内リサイクル事業者 | 1人以内 |
| (7) 調布市消費者団体連合会が
推薦するもの | 1人以内（辞退） |
| (8) 調布市廃棄物減量及び再利用促進員 | 1人以内 |
| (9) 市職員 | 1人以内 |

用語集

括弧内は初出ページです。

用 語	解 説
あ行	
一般廃棄物 (p.1)	一般廃棄物とは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭から排出される家庭ごみのほか、事業所等から排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系ごみとして含まれます。
温室効果ガス (p.18)	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があります。
か行	
家電リサイクル法 (p.2)	2001（平成 13）年に施行された法律で、正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といいます。エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の特定 4 品目について、メーカーにリサイクルを義務づけています。
環境基本計画 (p.2)	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、1993（平成 5）年制定の環境基本法に基づいて策定されています。
カーボン・ニュートラル (p.18)	温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
小型家電リサイクル法 (p.2)	2013（平成 25）年に施行された法律で、正式名称を「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といいます。携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機など、小型家電製品に含まれる有用な金属類をリサイクルするとともに、埋立処分場の延命化や有害金属の適切な処理を行うことを目的に、市区町村が回収した小型家電製品を、国の認定を受けた再資源化業者がリサイクルするものです。

用 語	解 説
グリーン購入法 (p.2)	2001（平成 13）年に施行された法律で、正式名称を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といいます。 国や地方自治体が、再生品など環境に配慮された物品を積極的に購入することなどを定めています。
さ行	
サーキュラー・エコノミー (p.21)	→循環型経済
資源有効利用促進法 (p.2)	2001（平成 13）年 4 月に施行された、主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコン等の使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務づけ、廃棄物の発生抑制や部品等の再利用を促進しようというものです。
持続可能な開発目標・SDGs（エス・ディー・ジーズ） (p.16)	2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』（The 2030 Agenda for Sustainable Development）で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など 17 のグローバル目標と 169 の達成基準からなっています。英語の略称は S D G s （Sustainable Development Goals）です。
集団回収 (p.9)	子ども会や自治会など市民団体が、古紙類、鉄類、びん類等を集めて、資源物回収業者に引渡す自主的な資源物回収のこと。調布市では、回収した資源物の引渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付しています。
循環型経済 (p.21)	サーキュラー・エコノミーとも言います。資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことであり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す経済を指します。

用 語	解 説
循環型社会形成推進基本法 (p.2)	2001（平成 13）年に施行された、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すための基本方針を定めた法律です。廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」（生産者の責任を製品の廃棄後の段階にまで拡大する考え方）を明確にし、3 R の優先順位を定めるといった点が特徴です。
浄化槽 (p.3)	し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を合わせて処理することができる浄化槽を合併処理浄化槽、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても、浄化槽といえは合併浄化槽を意味するようになっています。 浄化槽の底に溜まる汚泥を「浄化槽汚泥」といい、浄化槽の機能を維持するために定期的に引き抜く必要があります。
食品リサイクル法 (p.2)	2001（平成 13）年に制定された、食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残し等の「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律です。正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といいます。
食品ロス (p.13)	売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されることをいいます。 食品ロスは生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの各段階で発生しています。
食品ロス削減推進法 (p.2)	食品ロスの削減を総合的に推進することを目指し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。令和元（2019）年 10 月に施行されました。

用 語	解 説
3 R（スリーアール） (p.21)	2001（平成 13）年に施行された循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生・排出抑制（Reduce：リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse：リユース）、第三に回収されたものを原材料として再生利用する（Recycle：リサイクル）とされています。
た行	
中間処理 (p.12)	最終処分（埋立て等）に至るまでに行われる様々な無害化ないし安定化・減容化処理のこと。 可燃ごみの焼却処理や粗大ごみ・不燃ごみの破碎・選別処理、資源物の選別処理など、様々な中間処理方法があります。
調布市廃棄物減量及び再利用促進員 (p.47)	「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、各地域からの推薦により一般廃棄物の減量及び再利用の促進のため、市民と市とのパイプ役として各団体からの推薦により委嘱しています。
調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会 (p.47)	「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき設置され、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、及び市長に建議することができます。
は行	
廃棄物 (p.1)	廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。
バーゼル条約 (p.17)	令和元（1989）年にスイスのバーゼルで採択された条約で、一定の有害廃棄物の国境を越える移動などの規制についての国際的な枠組みと手続きなどを規定する条約です。

用 語	解 説
プラスチック資源循環促進法 (p.2)	無駄なプラスチックの排出を抑制や循環的な利用を促進するために、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わる製造・販売事業者、市町村、国などあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律です。令和 4（2022）年 4 月に施行されました。
フードドライブ (p.29)	家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動です。
フードバンク活動 (p.29)	包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動です。
や行	
容器包装リサイクル法 (p.2)	正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、1995（平成 7）年に制定された容器包装ごみのリサイクルを、製造者に義務づけた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 品目です。